

茨城県地域福祉支援計画

〔第5期〕

案

すべての人々が地域の一員として参画し、
ともに支え合い助け合い、
安心して暮らせる地域共生社会づくり

令和8年(2026年) 月
茨 城 県

茨城県地域福祉支援計画 目次

第1 計画策定の趣旨等

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2

第2 地域福祉を取り巻く状況

1	人口・世帯の推移	3
2	高齢化率の推移	5
3	障害者数の推移	6
4	出生数、合計特殊出生率の推移	7

第3 基本目標とチャレンジの方向

1	基本目標	9
2	3つのチャレンジの方向	10
3	計画の推進体制と進行管理	11
4	各主体の役割	12
5	計画の周知	15

第4 3つのチャレンジによる施策の展開

I	「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ	16
1	支え合いの推進・強化	16
(1)	支え合いの推進・強化	16
(2)	地域での多様な主体との連携体制づくり	21
2	新たな課題等への対応	22
(1)	生活困窮者自立支援対策の強化	22
(2)	子どもの貧困等への対応	26
(3)	ひきこもり等への対応	28
(4)	ケアラー・ヤングケアラー支援の推進	30
(5)	困難な問題を抱える女性への対応	31

（6）孤独・孤立への対応	32
3 地域福祉を支える意識づくり	33
（1）地域福祉の意識醸成	33
（2）福祉教育の推進	34
4 災害に備える福祉の取組	36
（1）要配慮者への支援体制等の強化	36
（2）災害ボランティア活動の促進	38
II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ	39
1 支え合いの担い手づくり	39
（1）地域福祉を担う「人財」づくり	39
（2）地域福祉を担う福祉関係団体への支援	43
（3）高齢者の地域貢献活動の推進	44
2 福祉人材の確保	46
（1）福祉人材の養成と就業促進	46
（2）福祉人材の資質向上と定着支援	49
III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ	51
1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備	51
（1）専門的な相談体制等の整備	51
（2）サービスの総合的な提供	55
（3）市町村における包括的な支援を行う体制づくり	57
（4）情報提供と情報交換	59
2 安心してサービスを利用できるしくみづくり	61
（1）福祉サービスの評価・点検	61
（2）苦情解決のしくみの整備と周知	62
（3）要援護者への利用援助	63
3 ひとにやさしいまちづくり	65
（1）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	65
（2）外出等の支援	66

第5 数値目標一覧 68

＜参考資料＞

1 市町村地域福祉計画策定状況	1
2 計画策定の経過等	2

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」（計画期間：平成16年度から平成20年度まで）を策定した後も、平成21年3月に第2期の計画、平成26年3月に第3期、そして平成31年3月に第4期計画を策定し、令和6年3月には、茨城県の総合計画との始期・期間の整合性を図るため、2年間の計画期間延長を行い、定期的に計画の見直しを図りつつ、継続的に本県における地域福祉の推進を図ってまいりました。

平成31年3月に第4期計画を策定してから7年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境が複雑化・複合化し、介護人材等働き手の不足やコロナ禍以降加速している孤独・孤立といった課題が顕在化しております。

また、本県では、令和8年3月に、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、「新しい豊かさ」「新しい安心安全」「新しい人財育成」「新しい夢・希望」のチャレンジをさらに進化させ、「新しい茨城」づくりに取り組んでいくため、県政運営の基本方針となる第3次茨城県総合計画を策定しました。

このように、計画を取り巻く環境が大きく変わってきたことから、このたび、新たに第5期の茨城県地域福祉支援計画を策定することといたしました。

本計画は、本県における地域福祉を推進するため、広域自治体である県、住民に最も身近な自治体である市町村、地域住民、地域の福祉団体等が互いに連携し、それぞれの役割を果たせるよう、市町村や地域住民などの参画や取り組みを広域的な立場から県として支援していくための基本的な方針として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条の規定に基づき策定する法定計画であり、地域共生社会の実現に向けて本県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するため、広域自治体として県の推進する施策の方向を明らかにするものです。

また、本計画は、令和 8 年 3 月に策定された県政運営の基本方針となる「第 3 次茨城県総合計画」の部門別計画としての性格を持つものです。

さらに、本計画は、福祉に関する他の分野別計画である「第 9 期いばらき高齢者プラン 21」、「第 3 期新しいばらき障害者プラン」、「茨城県こども計画」、「第 4 次健康いばらき 21 プラン」などと連携を図りながら、各分野の福祉施策の基盤となる地域福祉を推進することを目的とするものです。

3 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間の見直しを行います。

第2 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の推移

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県の人口は今後も減少が続くと見込まれ、令和2(2020)年の287万人から、令和32(2050)年には225万人(▲21.7%)まで減少すると推計されている。

また、少子高齢化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化等により、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進む中で、防災・高齢者・子ども見守りなど多様なニーズへの対応が求められている。

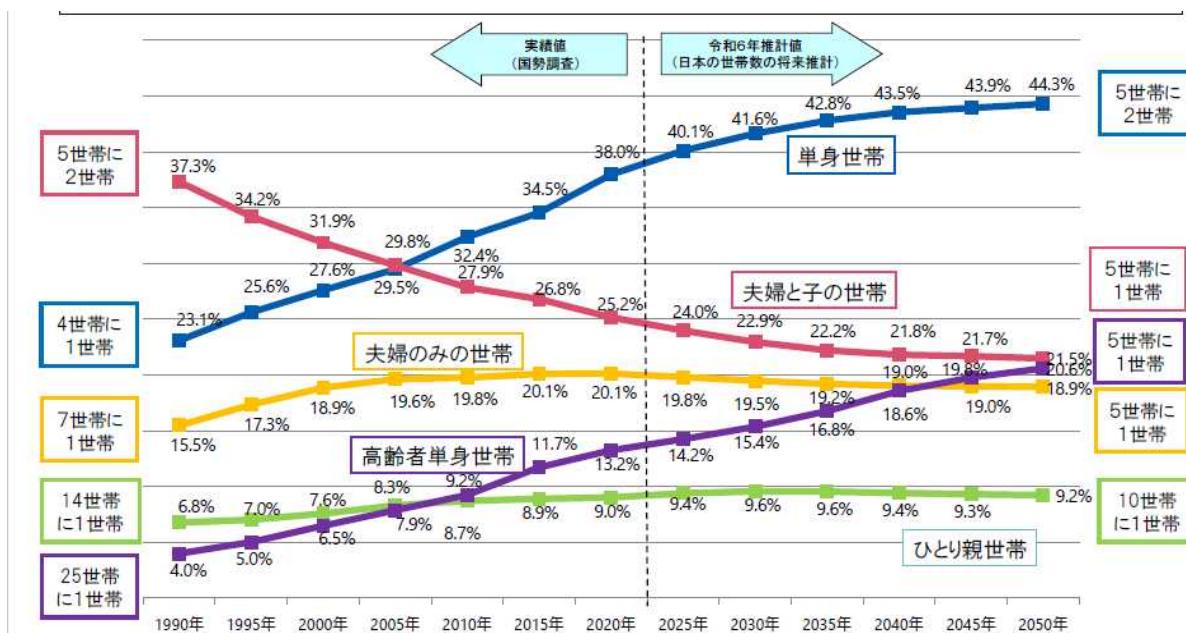
(参考1) 「日本の地域別将来推計人口」における本県の将来人口の推移



注 単位未満は四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

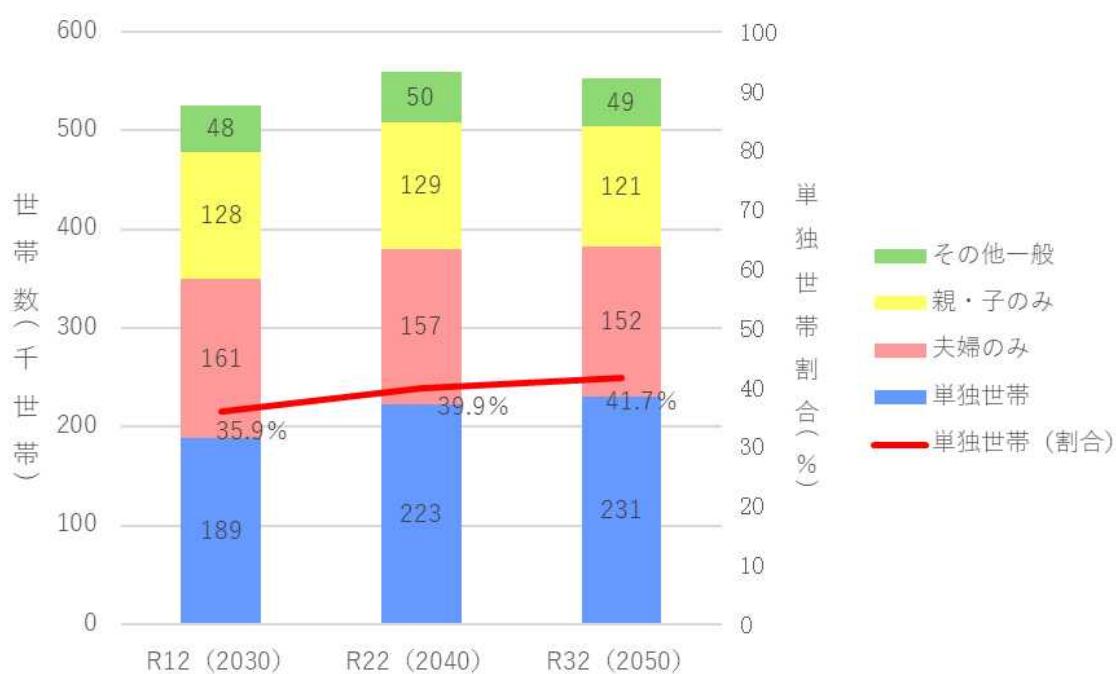
出典：令和2(2020)年以前は「国勢調査」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5(2023)年推計

(参考2) 全国の世帯構成の推移と見通し



出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推移）（令和6（2024）年推計）」

(参考3) 本県の世帯数の将来推計



注 表示単位未満四捨五入の関係で、高齢者世帯の合計と内訳が一致しない場合がある

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（令和6（2024）年推計）

2 高齢化率の推移

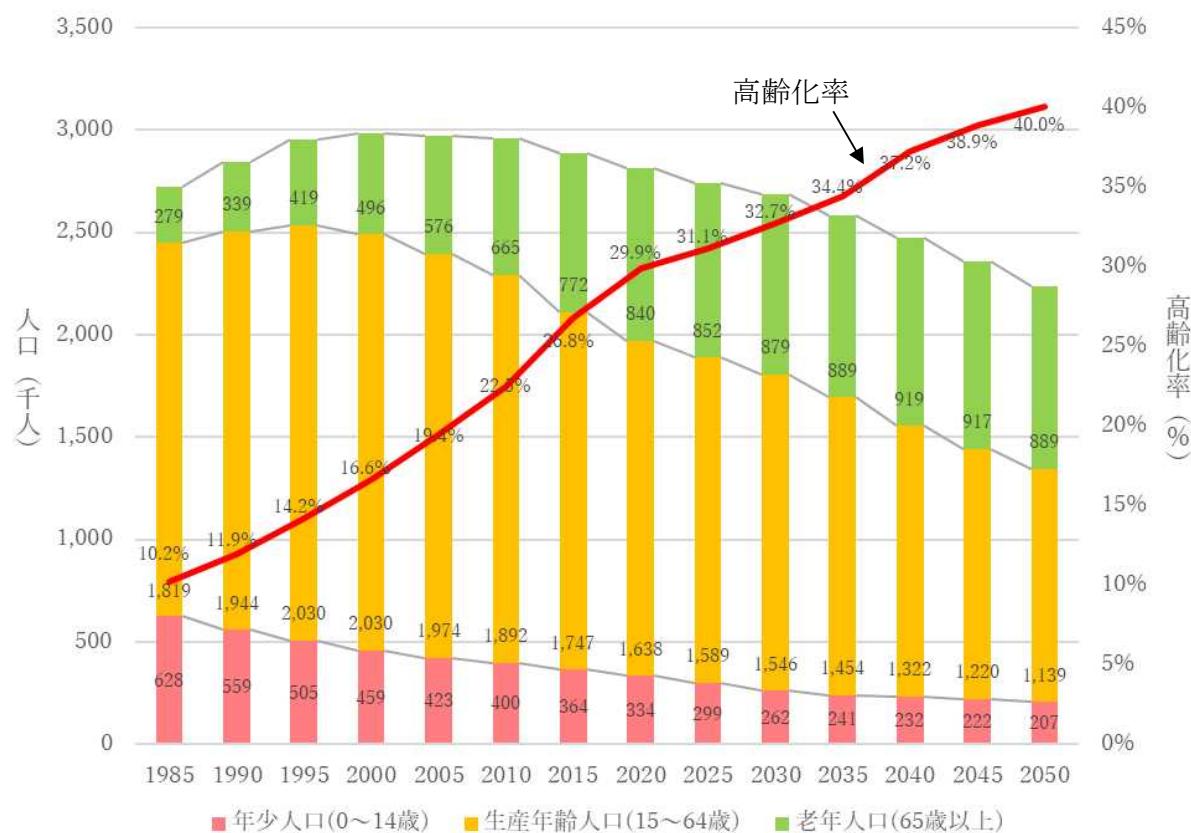
本県の人口は、令和7(2025)年4月1日現在約279万6千人で、平成12(2000)年の約298万6千人をピークに減少に転じており、令和32(2050)年には約224万5千人まで減少すると見込まれている。

一方、高齢者人口は増加し続け、令和7(2025)年4月1日現在の本県の高齢者(65歳以上)人口は約85万2千人、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は31.1%となり、本格的な超高齢社会が到来している。また、令和32(2050)年には、高齢化率は40.0%に達すると見込まれている。

さらに、高齢者単独世帯についても、年々増加しており、高齢者世帯に占める単独世帯の割合は、令和32(2050)年に41.7%に達すると見込まれている。

今後の高齢化の進展とこれを支える担い手の減少に備え、互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりを推進する必要がある。

(参考1) 本県の人口・高齢化率の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)

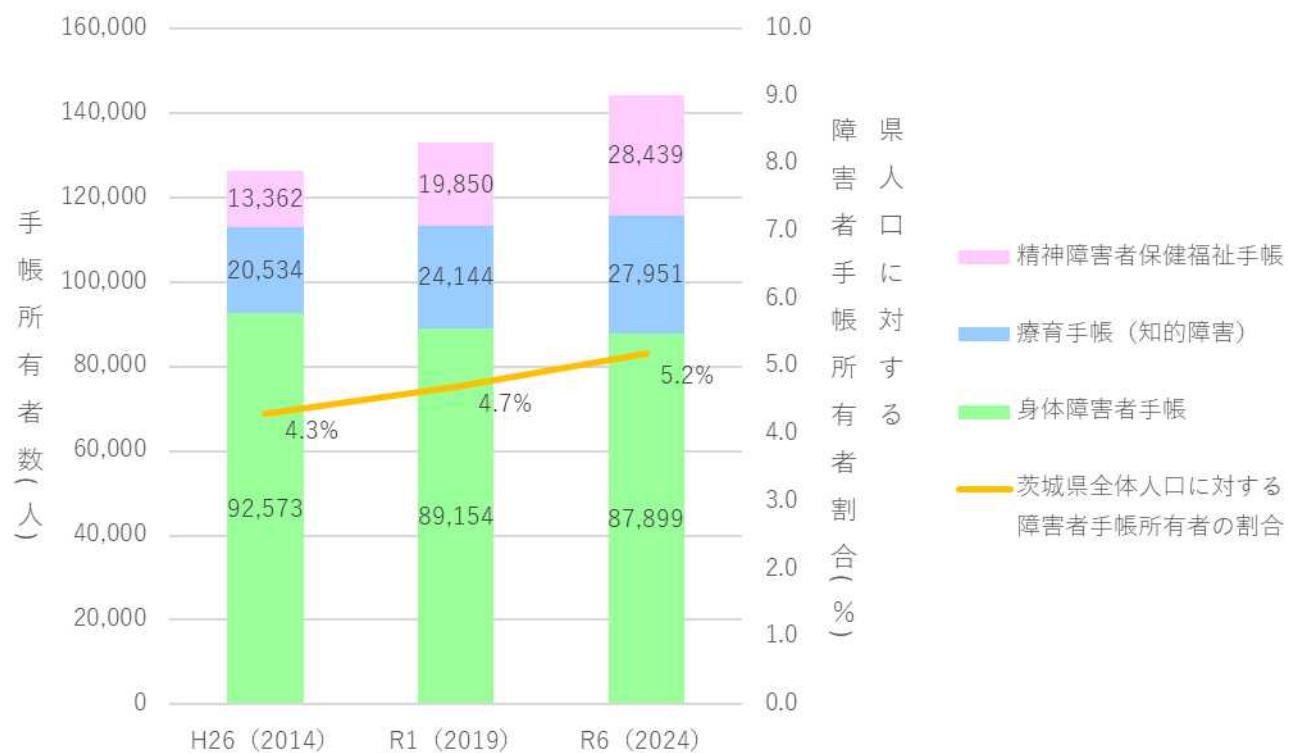
3 障害者数の推移

本県の障害者手帳の所持者数は、平成 26(2014)年度末の約 12 万 6 千人に対し、令和 6(2024)年度末で約 14 万 4 千人となっており、年々増加している。

障害の種類別には、身体障害者数は減少している一方、知的障害者数（療育手帳所持者）・精神障害者数は増加しており、特に精神障害者数は、平成 26(2014)年度末比で、約 2.1 倍に増加している。

このため、障害者が安心して自分らしく暮らせる地域社会を作っていくことが必要である。

（参考 1）本県の各年度末現在障害者手帳所持者数



注 県人口は、各年度末の翌日 4 月 1 日時点

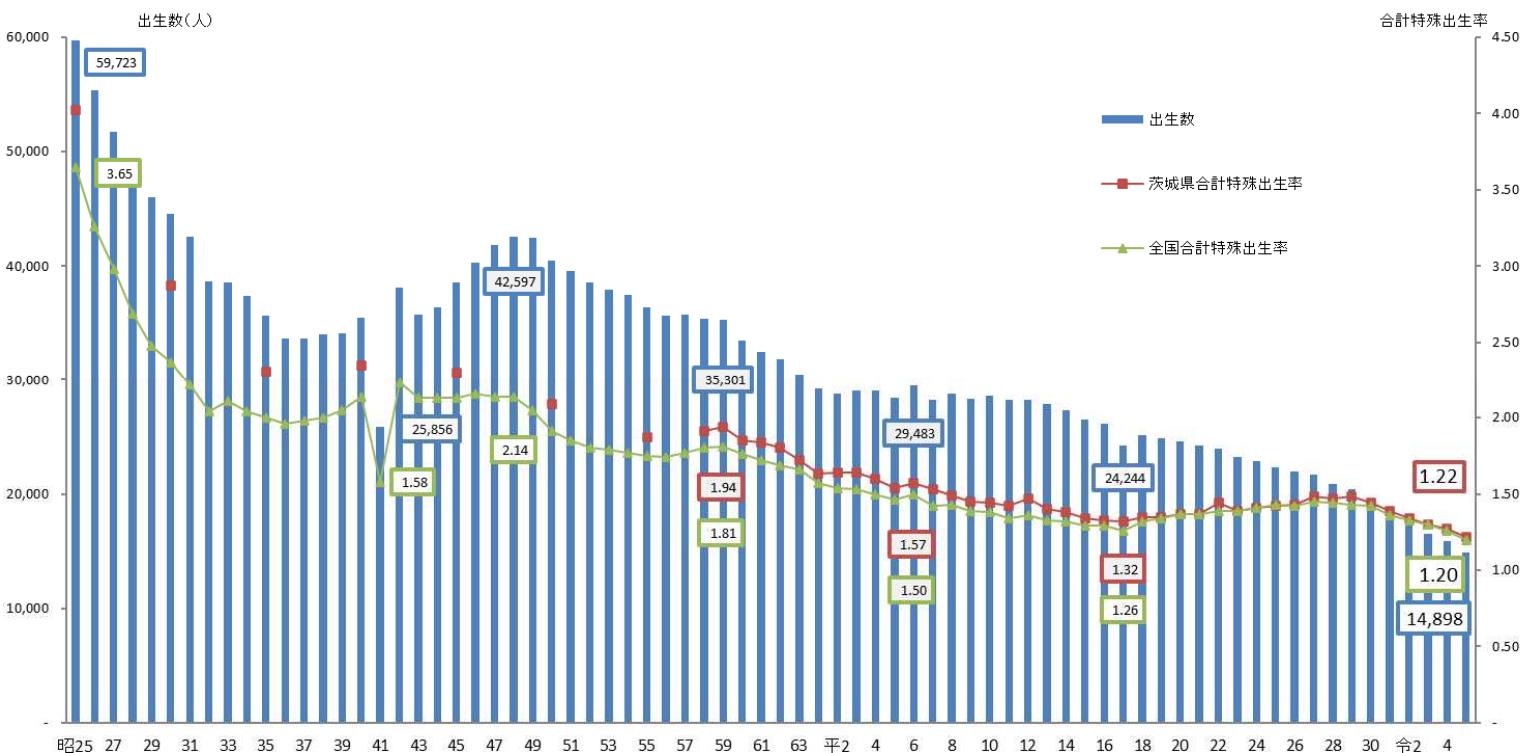
4 出生数、合計特殊出生率の推移

本県における出生数は、戦後の第1次ベビーブームを過ぎた昭和25(1950)年頃から減少を始め、昭和35(1960)年代前半に約35,000人程度まで減少した後、第2次ベビーブームの影響で昭和48(1973)年には約42,000人まで回復したが、昭和50(1975)年頃から再び減少傾向となり、第2次ベビーブーム世代が子どもを持つ年齢に達しても増加に転じることはなく、令和5(2023)年の出生数は14,898人となり、統計開始以来はじめて15,000人を割込んだ。

合計特殊出生率^{*1}についても、出生数と同様に推移し、昭和35(1960)年代には概ね2.00を超えていたが、昭和50(1975)年頃から減少傾向となり、令和5(2023)年には1.22と過去最低を更新している。人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準)である2.07からは大きく乖離している状況であり、妊娠・出産から子育てまで的一体的な支援体制を推進する必要がある。

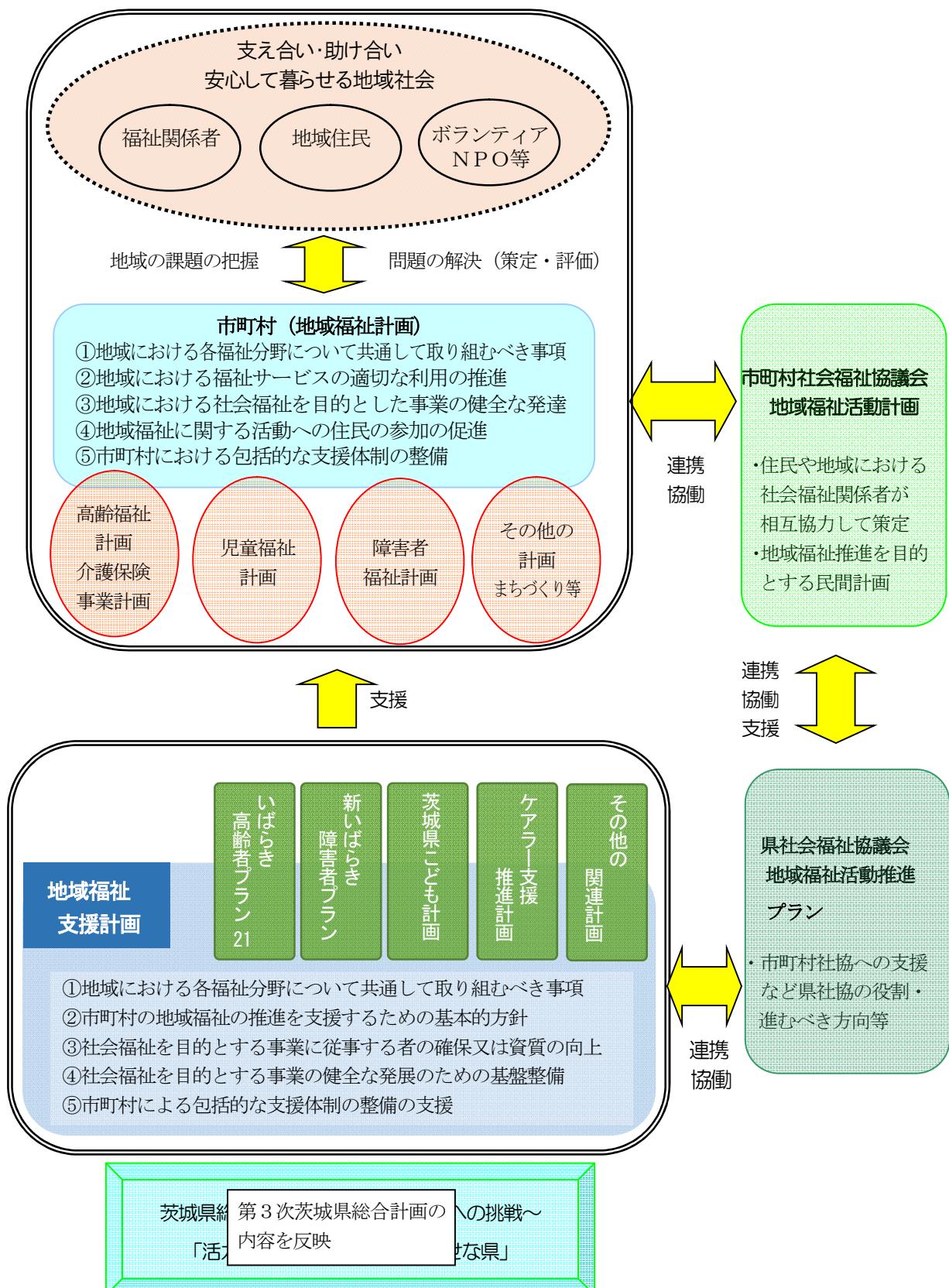
※1 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(参考1) 出生数及び合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

茨城県地域福祉支援計画と他計画等との関係イメージ図



第3 基本目標とチャレンジの方向

1 基本目標

「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い
助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」

地域で暮らす住民相互のつながりが希薄化し、外国人労働者の増加等、地域社会を取り巻く環境が複雑化・複合化し、福祉人材等働き手の不足やコロナ禍後も社会問題を背景に深刻化が懸念される孤独・孤立問題といった課題が顕在化する中で、誰もが様々な課題を抱えながらも地域で安心して自分らしく暮らしていける地域社会をつくるためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、地域共生社会の実現が求められています。

このため、高齢者、障害のある方など支援の受け手と考えられる方々も地域の中でそれぞれの役割を果たすなど、地域の多様な主体を含め地域に暮らす一人ひとりが、自主的かつ主体的に参画し、ともに支え合い助け合う関係をつくり、地域で暮らすあらゆる属性の人が地域の中の支え合いや助け合いによって、安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めていきます。

また、この基本目標の実現を図るために行政や民間の多様な主体がそれぞれ個別に取り組むのではなく、相互に情報を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

このことから、本計画では、各種施策の展開において、多様な主体が「連携・協働」して取り組んでいくことを共通の考え方とし、地域の中での「連携・協働」に向けた自立的な取組を支援することにより、基本目標の実現を目指します。

2 3つのチャレンジの方向

地域福祉を取り巻く新たな課題などを踏まえ、互いを支え合う地域づくり、地域での支え合いを担う「人財」づくり、福祉を支える環境・基盤づくりに、地域に暮らす住民の一人ひとりを含め多様な主体が、自主的かつ主体的に、これまでの考え方によらわれることなく、率先して参画し、チャレンジしていくよう、広域的な立場から県として支援を行います。

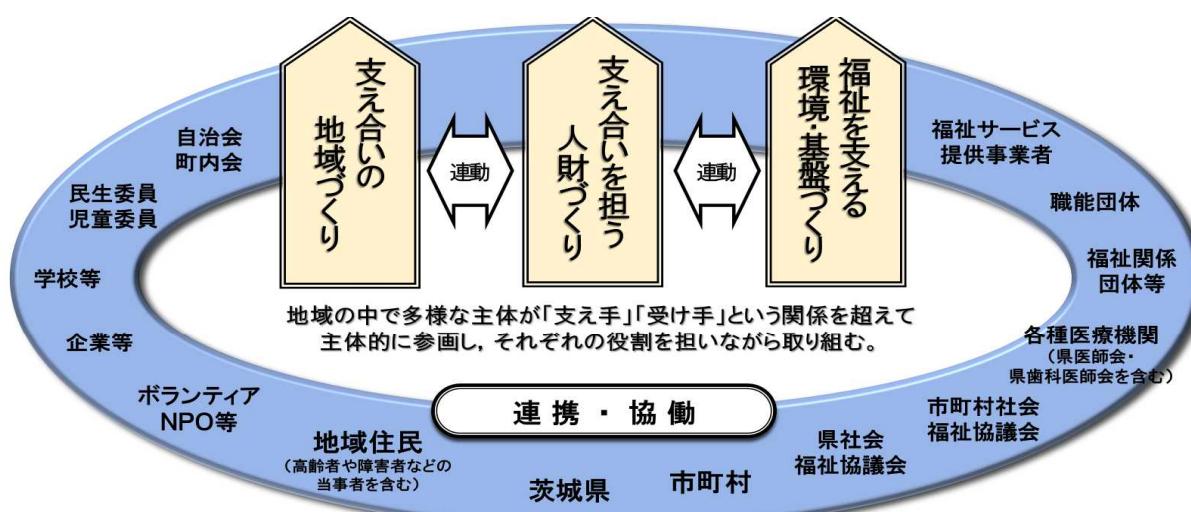
＜チャレンジの方向＞

- I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ
- II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ
- III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

＜第5期計画の全体イメージ図＞

基本目標 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い
助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」

基本目標の実現に向けた「3つのチャレンジ」

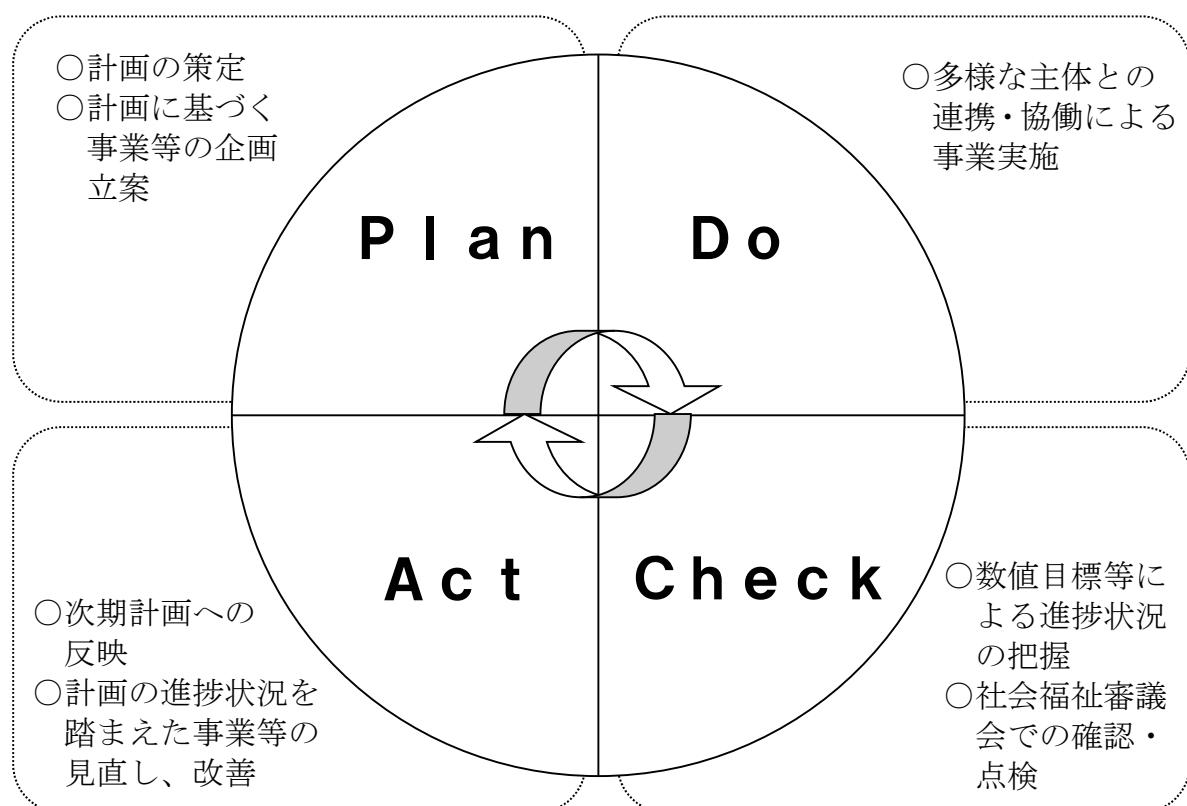


3 計画の推進体制と進行管理

この計画を実効性のあるものとして推進していくため、それぞれの対策や取組について、わかりやすい数値目標等を設定し、P D C Aサイクルにより、定期的に点検・評価を行います。

また、数値目標だけでは評価が難しい場合もあることから、計画策定前とその後の状況の変化などについても考慮した上で対策や取組の進捗状況の的確な把握に努めます。

さらに、計画の進捗状況を茨城県社会福祉審議会に報告し、意見を求め、必要に応じて見直しを行うことにより、適切な計画の進行管理を実施し、円滑な計画の推進に努めます。



P D C Aサイクルを活用した計画の進行管理

4 各主体の役割

この計画の推進にあたっては、地域に暮らす住民やボランティア・NPOなどの関係団体、市町村、県などの主体が適切に役割を分担し、連携・協働していくことが求められます。

＜各主体の役割＞

地域住民	○支援の受け手としてだけでなく、自らが支え合い助け合いの担い手であるという意識を強く持ち、地域における様々な課題を主体的に捉え、自ら解決に向けて、ボランティアや地域での様々な活動に積極的に参加し、取り組んでいくことが求められます。
ボランティア・NPO等	○地域における様々な課題やニーズを的確に把握するとともに、地域での支え合い助け合いの活動の中核となることが求められます。 ○地域における活動に関心のある多くの地域住民の活動の場として多くの住民が参加しやすい環境を提供することが求められます。
自治会・町内会	○地縁に基づく住民の生活を支える主体として、民生委員や児童委員などと連携しながら、地域住民と行政との橋渡し役を担うことが求められます。
民生委員・児童委員	○支援を必要とする一人ひとりに寄り添って相談や援助を行うとともに、地域住民と行政との橋渡し役として、地域のニーズを行政に適切につなぐことが求められます。
学校等	○学校等において様々な機会を活用して、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ、将来、地域福祉を担う「人財」の育成を図ることが求められます。 ○学校は「ヤングケアラーである可能性のある児童生徒」に気付きやすい場所であり、児童の状況把握、支援機関への連絡等、福祉機関との体制整備が求められております。

企業等	○地域社会の一員として、それぞれが持つ専門性や特殊性を活かし、地域の多様な課題の解決に向けた活動に積極的に参加し、取り組むことが求められます。
福祉サービス提供事業者	○福祉サービスの利用者の視点に立ち、よりよいサービスが提供できるよう、法令等の遵守、適正な運営を図るとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。 ○福祉サービスを支える人材の確保に努めるとともに、地域の課題に対してもそれぞれの事業者が持つ専門性を活用し主体的に解決に向けた取組を行うことが求められます。
福祉専門職の職能団体	○地域において高度な福祉サービスを提供する福祉専門職の資質向上を図ることにより、地域における福祉サービス向上を先導していくことが求められます。
各種医療機関 (県医師会、県歯科医師会を含む)	○高齢者に限らず、福祉サービスと医療的ケアの一体的な支援を要する方々への体制を、関係福祉団体等と共に整備していくことが求められます。
市町村社会福祉協議会	○身近な地域において住民に密着した地域福祉活動を行うほか、住民の積極的な参加を呼びかけるとともに、地域の様々な主体の自主的な活動をつなげる役割を果たすことが求められます。
県社会福祉協議会	○広域的な見地から市町村社会福祉協議会の取組を支援することが求められます。 ○福祉サービスを支える人材の養成や質の向上に向けた取組が求められます。
市町村	○市町村地域福祉計画の策定等を通じて、地域福祉の計画的な推進を図っていくことが求められます。 ○住民に最も身近な自治体として、市町村社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた対策等を企画するとともに、地域の様々な主体と連携して取り組んでいくことが求められます。 ○地域における包括的な支援体制の整備に向けて、福祉部局だけでなく行政内部の横の連携を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域の自主的な取組が円滑に進むよう支援していくことが求められます。

県	<p>○広域的な立場から、市町村地域福祉計画の推進を支援するとともに、計画的に福祉人材や地域福祉を支える「人財」の確保・育成、福祉を支える基盤整備などに取り組むことが求められます。</p> <p>○県社会福祉協議会など多様な主体と連携し、広域的な立場から地域の中の新たな課題等への対応や地域福祉を支える意識づくりなどに取り組むことが求められます。</p> <p>○広域的に情報を収集し、各地域に提供するなど、地域における連携に向けた取組を下支えすることが求められます。</p>
---	--

5 計画の周知

この計画を推進するためには、県や市町村だけではなく、県民の皆様や地域で活動する多様な主体が、自主的かつ主体的に活動するとともに、互いに連携・協働していくことが求められます。

このため、県民の皆様一人ひとりにとって、この計画の内容が身近なものであり、また、日頃の生活において役立つものである必要があります。

この計画の内容が、広く県民の皆様一人ひとりに周知されるよう、県のホームページ等を活用するほか、関係機関等と連携した情報提供に努めます。

また、高齢の方や若い方など幅広い年齢層に応じた情報伝達や、障害のある方に配慮した情報提供を図ります。

第4 3つのチャレンジによる施策の展開

I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

[チャレンジの方向]

I-1 支え合いの推進・強化

福祉ニーズの多様化や複雑化により、従来の福祉サービスでは対応できない複合的な福祉課題が生じています。

そこで、このような課題が生じている状況に適切に対応するため、公助だけではなく、自助や共助といった考え方に基づき、地域の住民をはじめ、地域の多くの関係者や団体等が地域の福祉課題の解決に向けて主体的に取り組み、参画し、互いに支え合っていく地域社会づくりにチャレンジしていきます。

また、これらの地域における支え合いの取組がより効果的に發揮されるよう、住民、行政、NPO等の民間団体などが相互に連携、協働していく環境づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

I-1-(1) 支え合いの推進・強化

<現状と課題>

家族形態の変化や急速な少子高齢化、また個人の価値観の多様化に伴い、地域社会のつながりが希薄化しており、高齢者等の社会的孤立など地域の中で支え合う力が低下してきていることから、住民や地域で活動する多様な主体が互いに連携し、支え合うしくみを強化していくことが求められています。

特に、ひとり暮らしの高齢者が増加していることから、高齢者等が孤立しないよう地域全体で見守る体制づくりが求められています。

また、子ども・子育てをめぐる環境も厳しく、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、行政や地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援するための新しい支え合いのしくみを構築するとともに、地域のニーズに応

じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び質の向上等に取り組むことが求められています。

さらに、犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るため、国、市町村、民間団体等が相互に連携して支援することにより、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが大切です。

[本県の高齢化の状況]

(単位：人)

年	総人口	年少人口 (0~14歳)	割合	生産年齢人口 (15~64歳)	割合	高齢者人口 (65歳以上)	割合 (高齢化率)
S50(1975)	2,342,198	580,187	24.8%	1,565,349	66.8%	196,380	8.4%
S60(1985)	2,725,005	627,512	23.0%	1,818,697	66.7%	278,503	10.2%
H7 (1995)	2,955,530	505,363	17.1%	2,030,045	68.7%	418,610	14.2%
H17(2005)	2,975,167	422,913	14.2%	1,974,159	66.4%	576,272	19.4%
H27(2015)	2,916,976	364,351	12.6%	1,747,312	60.6%	771,678	26.8%
R2 (2020)	2,867,009	333,741	11.9%	1,638,165	58.3%	839,907	29.9%
R3 (2021)	2,852,105	326,883	11.7%	1,621,604	58.0%	848,421	30.3%
R4 (2022)	2,841,084	320,058	11.5%	1,613,908	57.9%	851,922	30.6%
R5 (2023)	2,826,047	312,057	11.3%	1,606,142	58.0%	852,653	30.8%
R6 (2024)	2,810,049	303,390	11.0%	1,597,722	58.0%	853,742	31.0%

※R2年までは「国勢調査」

※R3～6年は政策企画部統計課 10月1日現在「常住人口調査」(総人口に年齢不詳者含む。)

[本県の高齢者世帯の状況]

(単位：世帯)

年	高齢者世帯数	伸び率	単独世帯数 (高齢者ひとり暮らし世帯数)	伸び率	高齢者世帯に占める 単独世帯の割合
H17(2005)	382,163	+14.1%	56,804	+33.9%	14.9%
H22(2010)	435,917	+14.1%	75,363	+32.7%	17.3%
H27(2015)	493,718	+13.3%	100,117	+32.8%	20.3%
R2(2020)	530,311	+7.4%	125,596	+25.4%	23.7%

※ 国勢調査。高齢者世帯とは65歳以上の親族がいる世帯。

＜対策＞

○地域福祉の推進に取り組む市町村への支援

市町村が日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者等と連携して、高齢者等の社会的孤立を防ぐとともに社会全体で見守る体制を築けるよう、先駆的な事例を紹介する事例発表会等を開催するなど、市町村の取組を支援します。

○住民参加の取組の促進

地域の住民が主体的に地域活動を行っている事例などに関する情報を収集し、その情報を広く提供することにより、それぞれの地域にあった住民参加による地域福祉の取組を促進します。

○県社会福祉協議会への支援

地域福祉の中核を担う市町村社会福祉協議会が取り組む地域の特性に応じた各種福祉活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、県社会福祉協議会が茨城県地域福祉活動推進プランに基づき実施する取組を支援します。

○民生委員・児童委員の活動支援

地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員の活動と、行政をはじめ、社会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関とのネットワークの強化を促進します。

また、地域の様々な福祉課題が発見され、それらの解決が図られるよう、民生委員・児童委員が行う相談・援助活動や見守り活動を支援します。

○地域の見守り活動の推進

高齢者等が地域や社会から孤立しないよう社会全体で見守る必要があることから、民生委員・児童委員による高齢者等の家庭訪問や住民からの様々な相談に応じ、住民の立場に立った、適切な支援につなぐ活動や、市町村と日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者等との連携による地域における見守り活動のネットワークの構築、行方不明の認知症高齢者等の早期発見に対応する認知症高齢者等SOSネットワークにより、地域社会において安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を推進します。

○自殺対策の推進

有識者で構成する茨城県自殺対策連絡協議会において、今後の自殺対策を検討するとともに、相談体制の強化や、周囲の悩みを抱える方に気づいて適切に対応できる人材（ゲートキーパー）の養成、県民総ぐるみによる自殺対策の普及啓発など、地域全体で自殺対策を総合的に推進します。

また、自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ります。

さらに、自殺未遂者等の自殺ハイリスク者に対し、本人の抱える課題解決に向けて、カウンセリングや関係機関へのつなぎ・同行支援等の伴走型支援を推進します。

○認知症対策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、若年性認知症を含む認知症の人への理解を深める活動を推進するとともに、認知症サポーターの養成と活動支援を推進します。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、認知症の早期発見から適切な医療の提供につなげる医療・相談体制の整備、認知症の人の社会参加機会の確保など、認知症の人と家族を地域で支える環境づくりを推進します。

○医療的ケア児への支援

令和3年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、茨城県医療的ケア児支援センターを中心に、医療的ケア児とその家族が居住する地域に関わらず個々の状況に応じた支援を受けられるよう体制の構築に努めます。

また、医療的ケア児とその家族が抱える課題は、保健、医療、福祉、保育、教育など多岐にわたることから、支援を総合調整するコーディネーターの養成を図るとともに、市町村に対して関係機関が連携を図るための協議の場を設置するように働きかけてまいります。

○幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育サービスに対する地域のニーズに応じて、保育所等の整備による保育の受け皿を確保するとともに、幼児教育・保育に従事する人材の確保や質の向上を

図ります。

また、保護者の就労形態の変化に応じて、延長保育や、一時預かり、病児保育などの様々な保育サービスの充実を図ります。

○こども誰でも通園制度の推進

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所の利用を可能にすることにより、保護者の負担軽減や孤独感の解消を図るとともに、子どもにとどても家族以外の人に関わる機会を提供し発達を促進します。

○保育施設等の安心・安全な環境整備

安全対策に係るＩＣＴ機器の導入支援や研修会の開催、施設への指導監督等を実施し、子どもをめぐる事故や不適切な対応事案等の未然防止に取り組むとともに、万一事故が発生した場合の対策の徹底を図り、安心して子どもを預けられる環境づくりを促進します。

○里親等委託の推進

家庭での養育が困難となったこどもについては、心身ともに健やかに成長できるよう、家庭養育優先原則に基づき、家庭と同様の養育環境である里親による養育に向けた取組を推進しています。

また、民間の専門機関と連携し、里親制度の普及啓発、里親の確保や資質向上、こどもと里親とのマッチング、委託後のフォローアップなどに取り組み、里親委託の更なる推進を図ります。

○再犯防止の推進

茨城県再犯防止推進計画に基づき、国、市町村、関係機関等と連携し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるよう取組を推進します。

また、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所者に対し、社会福祉施設への入所調整や福祉サービスの利用調整を行い、その社会復帰及び地域生活への定着を支援します。

さらに、市町村に対し、地方再犯防止推進計画の策定を働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行います。

I－1－（2）地域での多様な主体との連携体制づくり

＜現状と課題＞

地域の複雑かつ多岐にわたる福祉課題に適切に対応していくためには、既存の福祉サービスのみでは限界があることから、市町村や地域で活動する福祉関係団体、NPO法人、企業などの多様な主体と課題を共有し、アイデアを出し合いながら、それぞれの強味を活かしつつ、地域の福祉課題を解決していくため連携・協働していくことが求められています。

＜対策＞

○多様な主体の連携による取組促進

地域の子どもや高齢者の見守り、災害時における被災者支援活動などにおいて、自助・互助・共助・公助の考え方のもと、住民や行政だけでなく地域で活動する多くの主体が連携し、助け合う取組を推進します。

○地域コミュニティ活動の活性化促進

多様化する地域の課題に対応するため、県民、企業、NPO、行政等の連携・協働により、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

○福祉と教育との連携促進

市町村の福祉担当部局を含め保育や児童デイサービスなど福祉サービスを提供している事業者と市町村教育委員会や特別支援学校等との連携を促進します。

[チャレンジの方向]

I-2 新たな課題等への対応

地域のつながりが希薄化する中、生活の困窮や子どもの貧困、ひきこもりなど、地域の中で孤立した世帯が複合的な課題を抱えており、地域の福祉課題の解決には特定の分野だけでなく、多くの関係者が協力して対応していくことが求められています。

そこで、これらの地域の中の複合的な課題や制度の狭間の課題について、関係者が連携して解決していく環境づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

I-2-(1) 生活困窮者自立支援対策の強化

<現状と課題>

近年、県内の生活保護世帯数は、令和6年度に24,297世帯を記録し、非正規雇用労働者やひとり親世帯など生活困窮に至るリスクの高い層も含め、増加傾向にあります。

一方で、生活困窮者は、経済的な問題だけでなく、健康、障害、仕事、家族関係、社会的孤立など、複合的な問題を抱えている場合が多く、自信を失い自尊感情を損なっている場合も少なくありません。

このような中、困窮状態を早期に把握し、関係機関が連携して自立に向けて包括的な支援を行うことが求められています。

また、複合的な問題を抱える生活困窮者への支援にあたっては、十分な知識・能力・意欲を備えた人材が必要となります。

さらに、支援の出口となる就労先、すぐには就労が難しい場合の就労訓練や就労体験の場など自立に向けた社会資源の把握・開拓や自立のための居住支援、住民への理解促進などの地域づくりが求められています。

[本県の生活保護等の状況]

(単位：世帯、人、‰)

年度	被保護世帯数	被保護人員数	保護率
H21 年度	18, 766	14, 099	6. 3
H26 年度	20, 061	26, 167	9. 0
R1 年度	22, 630	28, 183	9. 8
R6 年度	24, 297	29, 159	10. 4

※ 月平均値。保護率は常住人口1,000人あたりの被保護人員数の比率。

＜対策＞

○生活困窮者の自立に向けた包括的な支援体制の強化

・自立相談支援事業等の充実

町村等にも協力を要請しながら各種広報活動を実施するとともに、生活困窮に関する業務を担っている他の行政機関や民間機関とで構成する支援会議の設置・運営や積極的なアウトリーチなどにより、生活困窮者の早期の把握及び確実な相談支援等につなげるよう努めます。

また、市も含めた自立相談支援機関同士の情報交換やノウハウの共有化、ハローワークやいばらき就職支援センターなどの就労支援機関との連携・協力関係をより密にした就労支援に取り組むことにより、生活困窮者への支援の充実を図ります。

・居住支援事業の充実

住宅確保給付金の支給や住まい相談支援員による支援と併せて、住居をもたない者に対し一定期間（3～6か月）衣食住を提供し、自立促進を図ります。

・就労準備支援事業の充実

直ちに一般就労することが難しい生活困窮者に対し、状況に応じ、日常・社会生活自立訓練や就労に向けた自立訓練などによる一般就労に向けた準備への支援を実施します。

また、農業や福祉関連などの事業所の協力を得て、これらの自立訓練を一括して効果的に実施できる就労体験の充実を図ります。

・家計改善支援事業の充実

従来の家計収支を明らかにするなどの支援に加え、家計収支の見直しとともに考え、家計を管理する意欲を高めるための支援を行うとともに、債務整理や滞納解消に向けた法テラス等関係機関への同行などによる効果的な支援を実施します。

・子どもへの学習・生活支援事業の充実

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援や、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及びその保護者への助言などの生活支援を実施するとともに、中退防止や進路相談など高校生世代への支援の拡充を行います。

・市への支援等

生活困窮者を早期に把握し、確実な相談支援等につなげるための支援会議について、勉強会の開催や先進事例の紹介などにより、市における設置促進を図ります。

また、包括的な支援を県内全域で受けられるように、市担当者向け勉強会の開催や先進事例の紹介などにより、市における両事業の実施を支援します。

○自立相談支援機関の相談支援員等の養成

県内で生活困窮者自立支援に従事する相談支援員や就労支援員、住まい相談支援員などを養成するための各種研修会を開催します。

また、既に支援に従事している各支援員の資質の維持・向上を図るための事例紹介や情報交換等の勉強会などを実施します。

○生活困窮者支援を通じた地域づくり

・関係機関との連携

支援調整会議や支援会議などの設置・運営などを通じ、生活困窮者支援に関わる他の行政機関や教育関係機関、民生委員・児童委員、民間機関などとの連携を深め、それぞれの役割分担を明確にするとともに、生活困窮者の早期把握及び相談から支援へ円滑につなぐことができる地域づくりに努めます。

・社会資源の把握・開拓

自立相談支援機関や地域の関係機関との支援会議などの開催により、生活困窮者の支援に活用できる様々な地域資源情報の把握に努めます。また、様々な団体・機関・企業等への周知や協力依頼等により、就労先の開拓や認定就労訓練事業所、就労体験協力事業所、ボランティアなどの社会参加の場づくりなど、地域の社会資源の開拓に努めます。

・地域住民への理解促進

広報の実施等を通じ、困窮者支援の意義や必要性、事業の趣旨についての理解を広め、住民とともに、生活困窮者が地域で自立した生活を送ることができる社会を目指します。

○住まいの確保

生活困窮者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、県営住宅の的確

な整備・維持管理を推進するとともに、県、市町村、関係団体等からなる居住支援協議会や県が指定する居住支援法人を活用した民間賃貸住宅への円滑入居を推進します。

○民生委員・児童委員による支援活動の推進

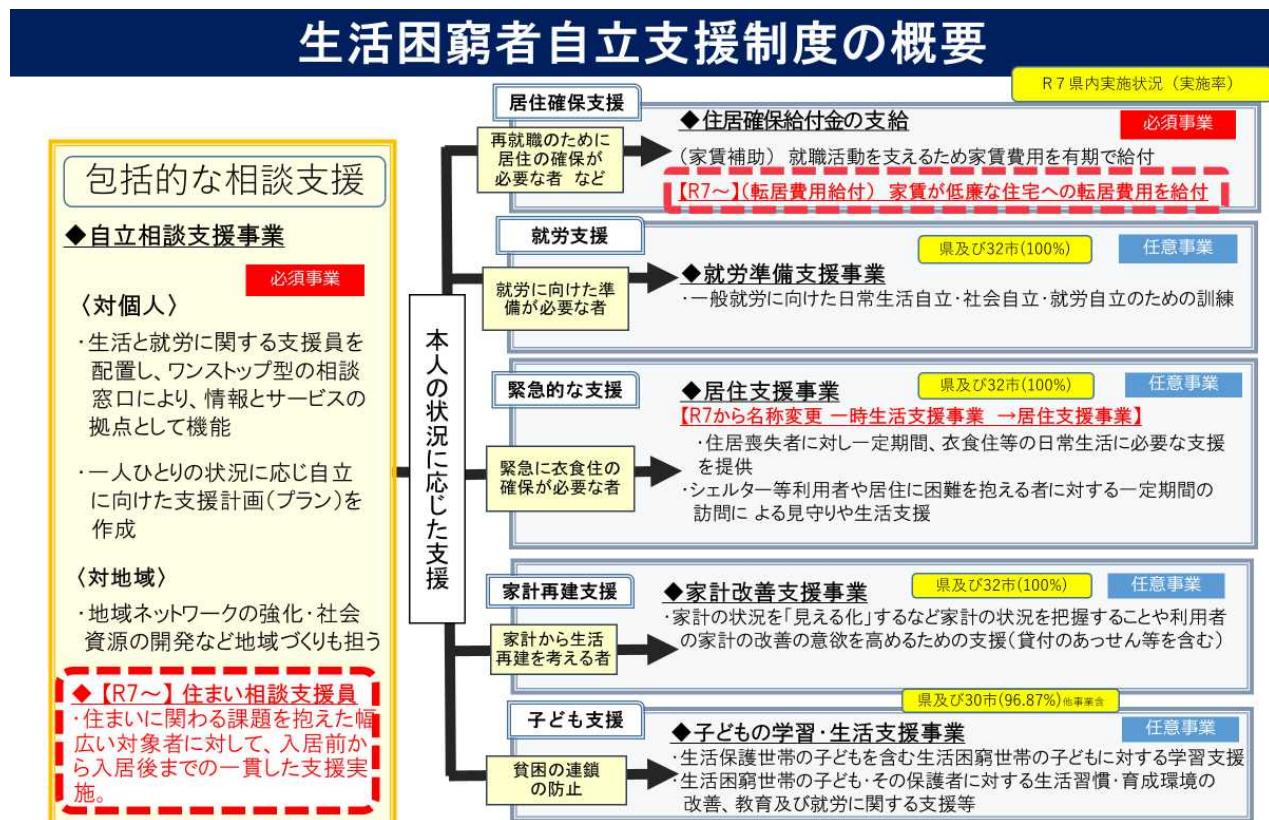
民生委員・児童委員に対して生活困窮者支援に係る各種制度などに関する研修等を行うことにより、民生委員・児童委員が行う相談支援等において生活困窮者等への支援制度等の利用勧奨を促進します。

○生活福祉資金による支援

低所得者や障害者、高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るための生活福祉資金制度について、円滑な利用が図られるよう一層の周知を図ります。

○いばらき就職支援センターでの就職支援

県内 6 か所に設置しているいばらき就職支援センターにおいて、生活保護世帯を含めた求職者に対しきめ細かな就職支援を行います。



I – 2 – (2) 子どもの貧困等への対応

＜現状と課題＞

令和3年の日本の子どもの貧困率^{※1}は11.5%となっており、改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯における子どもの貧困率（子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率）は44.5%と依然として高い水準にあります。

このため、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱とした子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

なお、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき策定されたこども大綱においても、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことが基本的な方針のひとつとされています。

＜用語解説＞

※1：日本の子どもの貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が中央値の半分未満の世帯に属する17歳以下の子どもの割合

＜対策＞

○学習・生活支援の充実

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習支援や、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及びその保護者への助言などの生活支援を実施するとともに、中退防止や進路相談など高校生世代への支援の拡充を行います。

また、市担当者向け勉強会の開催や先進事例の紹介などにより、県全域における支援の充実を図ります。

○地域が支える学習機会等の提供

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。

また、市町村における、地域と学校の連携・協働による平日放課後等の学習支援事業を支援し、地域の教育支援体制の構築を推進します。

○学校教育における相談等支援

市町村教育委員会及び県立学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを小・中・高等学校等に派遣し、福祉関係機関等と連携し、問題を抱える児童生徒とその保護者、教職員に対する支援を行います。

○就学支援の充実

経済的な理由で就学が困難な者に対して、各種給付金等の支給及び奨学金の貸与を行い、就学に必要な学費やその他の必要な費用を支援します。

○児童養護施設退所者等への支援

児童養護施設退所者等に対して、自立支援資金の貸付を実施し、進学や就職等を支援します。

また、児童養護施設退所者に加え、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の社会的自立に向け、社会的養護経験者等が進路選択後に必要な支援が受けられる体制を整備するとともに、20歳以上で引き続き支援が必要な方に対し、22歳の年度末まで生活費等の援助を行い、社会的自立を支援します。

○ひとり親家庭等の自立支援

県民センター及び福祉相談センターに母子・父子自立支援員兼母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親等からの就労、育児、経済的支援等に係る相談に応じます。

また、就職に有利な資格取得を支援する給付金などの充実を図り、ひとり親の自立を支援します。

さらに、母子・父子福祉センターにおいて生活、住宅、養育費等の相談に応じるとともに、家庭生活支援員の派遣などの生活支援サービスを提供します。



学習支援の取組

I－2－（3）ひきこもり等への対応

＜現状と課題＞

ひきこもりとは、一般に、仕事や学校に行かず長期間（概ね6か月以上）自宅に閉じこもり、家族以外と親密な人間関係がない状態と定義され、内閣府が行った調査によると、15歳から64歳までのひきこもり者は、県内に約33,000人いると推計されています。

ひきこもりとなった原因は、いじめ、不登校、障害など一人ひとり異なるため、その状況に応じ、自らの意思により自身が目指す生き方や、社会とのかかわり方を決めていくことができる「自律」に向けてきめ細かく継続的に支援していく必要があります。

＜対策＞

○ひきこもり者に対する支援体制の充実

ひきこもり対策の中核機関である「ひきこもり相談支援センター」や保健所による相談体制の充実・強化を図ります。

また、支援の裾野を広げるため、市町村におけるひきこもり施策のプラットフォームの設置、民間支援団体の拡充を推進します。

○ひきこもり者の社会参加の促進

社会参加のきっかけづくりや対人関係・その他の社会的スキルの学びの場等として、ひきこもり者の「居場所づくり」や「活躍の場づくり」を推進します。

また、青少年無業者などの職業的自立を図るため、国が実施する地域若者サポートステーション（サポステ）との連携や周知広報に取り組みます。

○関係機関との連携強化

保健所において地域連携会議等を開催することにより、市町村や学校、民間支援団体の連携を強化し、地域におけるひきこもり者や家族等の支援体制の充実・強化を図ります。

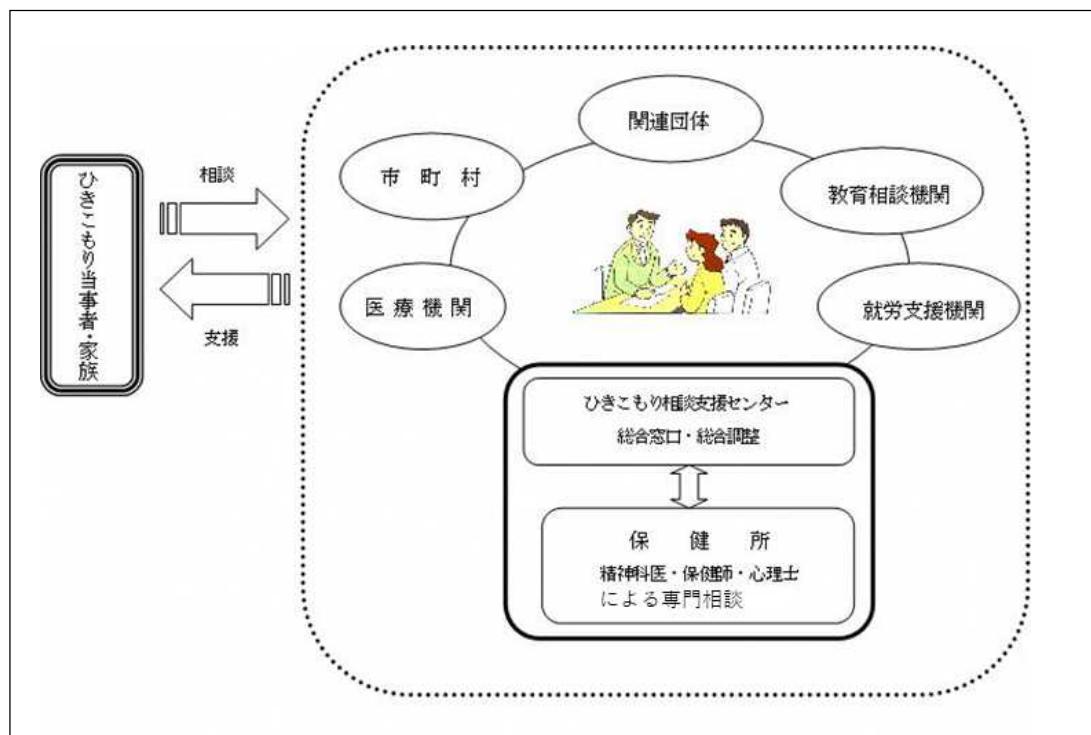
○困難を抱える青少年や若者に対する支援の充実

不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年や若者

に対する支援を効果的かつ円滑に実施していくため、関係機関等の連携強化及び相談体制の充実を図ります。

○民生委員・児童委員による支援活動の推進

民生委員・児童委員による情報提供や、ひきこもり者へのアウトリーチによって、課題に対する早期発見・早期介入を促進し、何らの支援も受けられない状態になりやすいひきこもり者を支援します。



茨城県ひきこもり相談支援センターのイメージ図

I-2-(4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

＜現状と課題＞

ケアラーにおいては、誰にも相談することなく、福祉サービスの利用もないまま、重いケア負担をひとりで担っていることも多く、心身の健康や生活環境の悪化、孤独・孤立に陥りやすい状況などが懸念されます。

特に、ヤングケアラーにおいては、ケアが家庭内のデリケートな問題である上、ケアをする子どもやその家族に自覚がない、他人に家族の状況を知られることを望まない等の理由により潜在化しやすいこともあり、過度なケアを担っている子どもの実態把握が難しい状況にあることから、ケアラー・ヤングケアラーを早期に発見・把握し支援につないでいくことが必要となります。

また、ケアラーは、認知症や高齢者、障害者、ひきこもりや依存症のほか、仕事と介護の両立、ダブルケア、老々介護、介護離職による生活困窮など、多様で複合的な課題を抱えていることも多いため、関係機関の連携により、各分野の既存施策や関連施策を十分に活用し、組み合わせ、柔軟で切れ目のない支援を提供することが求められます。

＜対策＞

○ヤングケアラー認知度向上等の推進

自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会を作るため、学校のホームルーム等における啓発用リーフレットの配布・説明や啓発動画の視聴などを通して、ヤングケアラーに関する認知度向上・理解促進を図り、相談等の支援につなげます。

○地域におけるケアラー相談支援体制等の強化

住民に身近な支援機関等において、職員が日頃の業務・活動の中でケアラーに気づき、相談に乗り、必要な支援につなぐことができるよう、支援マニュアル等の提供や各関係機関における研修の実施、関係機関の連携を目的とした合同研修の開催を支援するなど、地域におけるケアラー相談支援体制と連携強化に取り組みます。

I－2－(5) 困難な問題を抱える女性への対応

＜現状と課題＞

女性が抱える問題は、DV・性暴力、経済的困窮、孤立、家庭不和など、多様化・深刻化・複合化しております。本県においても、県女性相談センターへの相談件数は、令和元年度の5,681件をピークとして高止まりが続いています。

そのような中、新たな女性支援の枠組みとなる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和6年4月に施行されたことから、その理念を踏まえ、支援を必要とする女性本人の意思を尊重しながら適切な支援を提供していく必要があります。

＜対策＞

○困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制の構築

- ・支援対象者が抱える問題や背景、心身の状況などをしっかりと把握し、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら、最適な支援を検討、実施します。
- ・民間団体との連携を強化し、相談体制を充実させることで、若年女性を含む多様な支援ニーズの把握に努めます。
- ・県および市町村の支援員を対象に、女性を取り巻く問題に関する情報や相談支援に必要な知識とスキルを伝えるための研修会を開催します。

○回復と自立に向けた支援体制の整備

- ・若年世代の女性には、公的機関に対する抵抗感がある女性もいるため、民間団体と協力・協働して支援を提供する体制を構築します。
- ・問題解決に悩む女性や話し合いを求める女性を支援するため、ピアサポートや自助グループを通じて同じ悩みを抱える女性同士が支え合える環境を提供します。

○関係機関の連携体制構築

支援に携わる関係機関による支援調整会議を設置し、連携体制を強化します。

I－2－(6) 孤独・孤立への対応

＜現状と課題＞

単身世帯や単身高齢世帯の増加、他者とのつながりの希薄化など、社会環境の変化により、誰もが孤独・孤立を感じやすい社会となっている中、新型コロナウイルスの感染拡大は孤独・孤立問題を一層深刻化させる契機となりコロナ禍後においても社会問題の背景に、孤独・孤立問題の存在が指摘されています。

孤独・孤立の状態にある方は、相談相手や支援に関する情報が不足することから必要な支援につながりづらく、困りごとが深刻化する懸念があるため、社会全体で孤独・孤立問題への理解を深め、当事者が支援を求める声を上げやすく、必要な支援につながりやすい環境整備に取り組む必要があります。

＜対策＞

○民間団体等と連携した孤独・孤立対策の体制整備

孤独・孤立に関する支援に取り組む民間団体等と、課題や好事例を情報共有し、孤独・孤立対策を推進するための連携の仕組等について検討します。

○市町村における孤独・孤立対策地域協議会の設置支援

個々の当事者への具体的な支援内容を協議する地域協議会の設置に向けて、協議会の設置や運営に関する先進的な取組事例など、孤独・孤立対策に必要な情報を提供し、市町村における取組を支援します。

[チャレンジの方向]

I－3 地域福祉を支える意識づくり

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりが地域の福祉課題を自らの課題として捉え、主体的に関わり、自ら支え合いの担い手となっていくとの意識を持つことが必要です。

そこで、学校での教育だけでなく、多様な機会を通じて住民一人ひとりが自らが地域福祉を支えるとの意識を持てる地域社会づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

I－3－（1）地域福祉の意識醸成

＜現状と課題＞

個人の価値観の多様化、地域住民の連帯感や他人への思いやりの意識の希薄化などにより、地域における支え合いの力が弱くなっている中で、住民一人ひとりが日頃生活している地域の福祉課題に关心を持ち、課題の解決に主体的に取り組んでいくことのできる環境づくりを進めるためには、住民一人ひとりの地域福祉に対する高い意識を醸成していくことが求められています。

＜対策＞

○ボランティア意識の醸成

県社会福祉協議会の県ボランティアセンターが実施するボランティア意識を醸成するフェスティバルの開催や市町村ボランティアセンターなどの活動を支援することにより、地域住民の地域福祉意識の醸成に取り組みます。

○子どものボランティア体験の推進

市町村ボランティアセンターと教育機関等が連携し、夏休み等を活用して児童・生徒が地域のボランティア活動に参加する取組を促進することにより、子どもが体験活動を通して地域福祉に关心を持つきっかけづくりを支援します。

I – 3 – (2) 福祉教育の推進

＜現状と課題＞

地域福祉への意識を高めるためには、子どもの頃から福祉への関心を高め、地域における支え合いの意識の形成に努める必要があります。

青少年が成長していく過程において、また、地域に暮らす全ての人にとって、福祉教育は、多様な人との関わりにより、対人関係を形成する能力を培う契機となるとともに、福祉サービスを必要な時に、必要な人が利用できるよう、的確な判断能力等を得る機会となることから、地域を基盤とした福祉教育が必要と考えられます。

また、地域福祉の意識向上のためには、人権尊重の精神が醸成されるよう、一人ひとりが人権尊重の理念や男女共同参画社会の形成について理解を深める必要があります。

＜対策＞

○福祉教育の充実

各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等において福祉教育を推進するとともに、児童生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるため、ボランティア活動等を推進します。

また、特別支援学校との交流や地域の高齢者との触れ合いや交流活動、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図った活動を推進します。

わたくしらあなたへ　わたくしらみんなへ ～やさしい心とみんなの笑顔　ハートいっぱい静か～
感謝や尊敬の気持ちを表現できる児童を育てる
広げよういっぱい ～スキンシップ・ぬくもり・思いやり～
さまざまな立場の人々や地域の人々との交流を深め、共に助け合い支え合って、思いやりの心や奉仕の心を育していく。
ふれあい　みとめあい　かよいあう　心と心の交流 ～高齢者の方々との交流から～
高齢者とのふれあいから、お互いに認め合い、心が通い合う実践
ふれあい　思いやり　助け合い ～人とのかかわりを通して心豊かな満ち足りぬ育成～
幼稚園児や地域の高齢者、異学年とのかかわりを通して、思いやりの心や助け合いの心を育む資料
共に生きよう　共に歩もう　手をとりあって ～思いやりと助け合いの心を培う　人々とのふれあいを通して～



小学校における福祉教育の実践

○福祉教育実践者の活動支援

県ボランティアセンターにおいて地域住民や学校関係者などを対象とした福祉教育推進セミナー等を開催することなどにより、学校、地域社会、家庭における福祉教育の実践者の活動を支援します。



福祉教育推進セミナー

○人権啓発・教育の推進等

全ての県民が、インターネット上の人権侵害をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別（同和問題）、外国人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティの人々など様々な人権課題について正しく理解し、互いの人権を尊重する意識を醸成するため、家庭、職場、地域等あらゆる場において、人権啓発・教育を積極的に推進するとともに、人権啓発推進センターにおいて人権に関する相談への対応を行います。

○男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するため、県民への意識啓発や企業等と連携した経営層の意識改革等、性別による固定的役割分担意識の解消に取り組みます。

[チャレンジの方向]

I－4 災害に備える福祉の取組

近年、地域社会のつながりが希薄化しており、災害時において避難に支援を必要とする人への支援が難しくなってきていることから、平常時からの備えが求められています。

そこで、避難に支援を必要とする全ての人が身近な地域の中で必要な支援を的確に受けられる体制づくりにチャレンジしていきます。

また、地域で暮らす高齢者等が避難所等で生活する際には、平常時よりきめ細かい支援が必要となることから、NPOやボランティア団体等との連携を図るとともに福祉的なニーズに適切に対応できる体制づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

I－4－（1）要配慮者への支援体制等の強化

＜現状と課題＞

ひとり暮らしの高齢者が増えるとともに、隣近所とのつながりが希薄化しており、災害発生時に自ら避難行動をとることが困難な高齢者等を迅速かつ適切に避難させることが難しくなっていることから、避難行動について支援を要する一人ひとりについて、地域住民をはじめ、民生委員や自主防災組織等地域の関係者が協力して必要な支援を提供できる体制を平常時から地域の中でつくっておくことが求められています。

また、高齢者や障害者などの要配慮者は、避難所等での避難生活の中で様々な福祉的ニーズがあるにもかかわらず、十分な支援を受けられないことなどにより二次的な健康被害等が生じるといった課題があることから、避難所等において適切な福祉的支援を受けられる体制づくりの強化を進める必要があります。

さらに、洪水や土砂災害などのリスクが高い区域にある要配慮者利用施設では、要配慮者が災害時に確実に避難できるよう、平常時から備えておく必要があります。

＜対策＞

○避難行動要支援者対策の推進

全市町村で避難行動要支援者名簿を作成し、一人ひとりの個別避難計画を作成するよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や先進事例を情報提供するなど、市町村を支援する取組を強化します。

○福祉避難所の設置と支援体制の整備

全市町村が、一般避難所での生活に支障のある方に必要な配慮ができる福祉避難所等を確保するよう、候補となる施設の情報提供を行うなど、市町村を支援する取組を強化します。

○多職種連携による福祉的支援体制の確保

一般避難所等において福祉的な支援を必要とする高齢者等に対して、福祉的ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うため、福祉専門職による「災害派遣福祉チーム（D W A T）」を派遣し、二次的な健康被害等が生じない体制を強化します。

○避難確保計画の作成と避難訓練の実施

市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等に対して、利用者の確実な避難確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、関連する部局が連携して市町村の取組を支援します。



避難行動要支援者への支援に関する内閣府のパンフレット

I－4－（2）災害ボランティア活動の促進

＜現状と課題＞

災害時における被災者の多様なニーズの全てに行政や被災地の住民だけで対応することには限界があります。これらの多様なニーズにきめ細かく対応していくためには、全国から被災地に集まるボランティアや専門的なノウハウを持つN P O等の支援が不可欠です。これらのボランティアやN P O等が円滑に活動できる環境づくりが求められています。

＜対策＞

○行政等及び災害ボランティア相互の連携強化

県、市町村、社会福祉協議会、地域住民や地域外からの災害ボランティア等が相互に協力して被災時の被災者支援に当たれるよう、平時から連携体制の整備に取り組むとともに、災害時に災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、市町村・市町村社会福祉協議会等における平時からの役割分担等の明確化を促進します。

○災害ボランティア活動に関する人材育成及び普及啓発の実施

災害ボランティア活動が効果的に被災者支援につながるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施や、災害ボランティア活動の中心を担うリーダーの養成、災害初動期対応チームを育成するとともに、企業等における出前講座や広く県民等に向けた特設W E B サイト等による情報発信により、県民における災害ボランティアへの理解と意識醸成を図ります。

○災害ボランティア活動による迅速かつ適切な被災者支援の実施推進

災害ボランティア活動による被災者支援が迅速かつ適切に行われるよう、災害ボランティア登録の推進や県民や企業等に対する基金への寄付の募集、同基金を活用した災害ボランティア活動環境の整備（災害ボランティアが使用する資機材調達、災害ボランティアセンター運営を効率化に資するシステムの構築・運用等）などに取り組みます。



II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

[チャレンジの方向]

II-1 支え合いの担い手づくり

地域の中の多様で複雑な福祉課題に適切に対応していくためには、既存の行政や福祉サービスを担う福祉関係団体だけでなく、地域の住民や多様な主体が連携し、協働して支え合い活動を行っていくことが求められており、この支え合い活動を担う新たな「人財」を増やしていく必要があります。

そこで、地域の中で福祉課題の解決に主体的に取り組む、支え合いの担い手づくりにチャレンジしていきます。

また、地域の中で初めて支え合いの活動に取り組む住民などが活動しやすい環境を提供するためには、地域でのそれらの活動の核となる団体等が必要であることから、地域での福祉活動の中核となる福祉関係団体などの育成・支援にチャレンジしていきます。

[主な施策]

II-1-(1) 地域福祉を担う「人財」づくり

<現状と課題>

地域福祉活動やボランティア活動に参加したいと考えている人は少なくない一方で、具体的な活動の情報や参加できる適当な組織がないといった状況が課題となっていることから、地域のボランティア活動などへの住民の参加を促進するため、活動に参加しやすい環境づくりや地域で活動する団体の育成・支援を行っていく必要があります。

また、子育てや介護、障害者福祉などそれぞれの福祉分野において、地域の課題を解決するために、民間団体等と行政との連携・協働による地域社会づくりを推進していく必要があります、そのためには、住民ニーズに対応できるような「人財」の養成が必要となっています。

＜対策＞

○地域コミュニティ活動の活性化促進【再掲】

多様化する地域の課題に対応するため、県民、企業、NPO、行政等の連携・協働により、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

○ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

県社会福祉協議会の県ボランティアセンターが実施するボランティア活動をコーディネートする人材の育成や、ボランティア基金等を活用した新たなボランティア活動への支援などの活動を促進することにより、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

○地域に生きるヤングボランティアの推進

若者を対象にボランティア活動についての基本的な学習の場と機会を提供することにより、地域の中で若者が学んだ知識や技能を地域活動に活かすことができるよう支援します。

○茨城県地域介護ヘルパー受講運動の展開

助け合い支え合う地域社会づくりを進める地域のボランティアを養成とともに、家族介護の質の向上を図るため、市町村や市町村社会福祉協議会などに茨城県地域介護ヘルパー養成研修事業の実施を働きかけるとともに、県民各層に対しても受講を広く呼びかけるなど、養成研修の普及促進を図ります。

○認知症介護アドバイザー・認知症サポーターの養成

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症介護の専門的知識を有する方を、「茨城県認知症介護アドバイザー」として養成・登録し、介護する家族の身近な相談役としての活用を図ります。

また、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者として「認知症サポーター」の養成を促進するとともに、認知症サポーターの活動支援を推進します。

○民生委員・児童委員の研修

民生委員・児童委員が住民の立場に立った相談や援助活動、住民に必要な情報提供

が行えるよう、研修機会・内容の充実により、民生委員・児童委員の資質の向上を図ります。

○放課後児童支援員等の研修

共働き家庭など留守家庭の児童に対する放課後児童クラブや、地域と学校が連携・協働して学習及び様々な体験・交流活動を提供する放課後子供教室に関わる放課後児童支援員、協働活動支援員、協働活動サポーター等に対し、研修機会や情報交換の場を設け、資質の向上を図ります。

○シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用

介護予防に効果のある「シルバーリハビリ体操」を指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を促進していくとともに、市町村や団体などの介護予防事業にシルバーリハビリ体操がより活用されるよう働きかけます。

○障害者相談支援従事者研修の実施

障害者の生活全般に係る相談や、障害者総合支援法に基づくサービス利用計画の作成に関する業務を担当する障害者相談支援従事者について、障害者のニーズに十分対応できるよう、研修を計画的に実施するとともに、定期的な現任者研修を実施することにより、人材の資質の維持・向上を図ります。

○自立相談支援機関の相談支援員等の養成【再掲】

県内で生活困窮者自立支援に従事する相談支援員や就労支援員、住まい相談支援員などを養成するための各種研修会を開催します。

また、既に支援に従事している各支援員の資質の維持・向上を図るための事例紹介や情報交換等の勉強会などを実施します。

ボランティア・市民活動フォーラム

ボランタリーが育む、子どもの未来



日付 2025年2月4日 火

定員
150名

参加費
無料

時間 12:45~16:15 (12:15~受付開始)
開会 12:45~
基調講演 13:00~14:00
休憩 14:00~14:15
分科会 14:15~16:15

場所 セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館1階コミュニティホール (水戸市千波町1918)

■基調講演 13:00~14:00

「ボランタリーが育む、子どもの未来」

NPO法人パノラマ 石井正宏 理事長



予防型支援に取り組むため2011年から神奈川県立高校で有給職業体験バイトーンや潜在的な支援ニーズにアプローチする図書館での交流相談を開始。2014年から校内居場所カフェを開始する。2015年にNPO法人パノラマを設立し、横浜北部エリアで小学生から8050問題まで、途切れのない支援の構築をミッションに活動。令和4年5月に日曜討論出演

■分科会 14:15~16:15

テーマ

- ①こども食堂
- ②ヤングケアラー
- ③多様な居場所づくり
(メタバース)

分科会内容：裏面参照

主催/社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 お問い合わせ/Tel029-243-3805

水戸市千波町1918セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館2階 この事業は共同募金会配分金を使用して実施しています。



県社会福祉協議会と連携したボランティア活動の普及啓発活動

[主な施策]

II－1－（2）地域福祉を担う福祉関係団体への支援

＜現状と課題＞

地域の福祉課題が複雑・多様化する中で、地域福祉を推進していくためには、地域の中で地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会の機能の充実や強化が求められます。

＜対策＞

○県社会福祉協議会の支援

県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が行政や地域住民、社会福祉施設等と連携・協働し、地域福祉活動の中核的機関として機能を強化、充実できるよう、県社会福祉協議会の運営を支援します。

○民生委員児童委員協議会への支援

独居世帯の増加や高齢者等の孤立死の問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、ひきこもりの長期化など、複雑・多様化する地域の福祉課題に対して民生委員・児童委員が互いに協力して対応できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援します。

○ボランティア団体の育成

県社会福祉協議会の県ボランティアセンターの運営を支援するとともに、ボランティア基金等の活用促進を図るなど新たなボランティア活動を行う団体等を支援することにより、ボランティア団体の育成強化を図ります。

[主な施策]

II－1－（3）高齢者の地域貢献活動の推進

＜現状と課題＞

人生100年時代と言われる長寿社会が進展する中、地域の活力を維持していくためには、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと暮らし活躍することができる地域社会づくりが重要です。

高齢者が、「地域社会の担い手」として活躍し、社会的役割を持つことは、高齢者自身の生きがいや介護予防にもつながります。

また、今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の一層の増加が予想されることから、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが必要です。そのため、市町村が中心となって、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していく必要があります。

＜対策＞

○シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用【再掲】

介護予防に効果のある「シルバーリハビリ体操」を指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」の養成を促進していくとともに、市町村や団体などの介護予防事業にシルバーリハビリ体操がより活用されるよう働きかけます。

○多様な地域活動の充実・強化

高齢者が培ってきた豊富な知識・経験・技術・ノウハウを地域社会に還元するための人材バンク（元気シニアバンク）において、介護や地域活動、子育てなど地域貢献に係る人材の充実を図ります。

また、社会参加や生きがい・健康づくりのための各種活動を実施し、活力ある地域社会づくりに貢献している老人クラブを支援するとともに、県老人クラブ連合会等と連携し、老人クラブへの加入促進のためのPRを図ります。

○生活支援体制の整備支援

市町村が取り組む生活支援体制整備事業において、地域を拠点として住民同士が交流する拠点（サロン）づくりなど地域に不足するサービスの創出や、元気な高齢者をはじめとする住民が担い手として活動する場の確保、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングを担う生活支援コーディネーター等への研修や情報交換

会等を実施します。

[チャレンジの方向]

II-2 福祉人材の確保

福祉サービスへのニーズは量的に増大するとともに質的にも多様化・高度化しており、また、労働人口の減少などにより社会全体として人手不足となっています。このような状況で県民の誰もが健やかに安心して暮らせるよう福祉サービスを充実させていくためには、専門知識と技術を有する福祉人材を安定的に確保することが求められます。

そこで、あらゆる手段を活用して、福祉人材の確保と資質の向上にチャレンジしていきます。

[主な施策]

II-2-(1) 福祉人材の養成と就業促進

＜現状と課題＞

少子高齢化や核家族化の進行により、福祉サービスに対するニーズは増加しており、生産年齢人口が減少する中で、さらなる人材不足が懸念されます。このため、福祉の仕事のやりがいや魅力の啓発によるすそ野の拡大に加えて、シニア層や外国人材など、多様な人材の参入に向けた取組が求められています。

また、保育需要の高まりに対応できるよう、保育の受け皿となる保育所等の整備が進められていますが、その一方で、保育所等においては、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。質の高い保育を提供していくために、なお一層保育人材の確保を図ります。

さらに、介護サービスについては、中山間や人口減少地域などサービス需要の地域差に応じた提供体制の構築等が課題となっており、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供の検討が必要になっています。

[本県の介護職員の需給推計]

(単位：人)

年	介護職員数の 需要推計	介護職員数の 供給推計	需給ギャップ (不足する介護職員数の推計)
2022年(R4年)	43,548		—
2026年(推計値)	48,065	44,224	3,841
2040年(推計値)	57,469	45,228	12,241

※出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」

＜対策＞

○多様な人材の参入促進

働く意欲がある元気な高齢者や子育てが一段落した方など幅広い世代を対象とした、多様な人材の参入を積極的に促進します。

○求職者と事業所のマッチング支援

福祉人材センターにおける無料職業紹介や合同就職相談会などによるマッチング支援のほか、就職支援講座の実施などにより、離職者の円滑な再就職を支援します。

○介護福祉士等修学資金の貸与

介護福祉士等の育成と県内定着を図るため、将来県内の福祉施設等に就職する意思のある者に修学資金を貸与します。

○福祉の仕事の理解促進

関係機関と連携し、PRパンフレットや介護関係者の学校訪問等により児童生徒やその保護者等に介護のやりがいや魅力などを伝えるとともに、介護の職場体験や入門的研修等を行うことにより、介護の仕事に対する理解促進を図ります。

○外国人材の受入れ促進

介護事業者が外国人材を安定的に確保できるよう、海外での採用活動や日本語・資格取得学習、県外国人材支援センターへの介護専門アドバイザー配置など、受入れから育成・定着までを一貫して支援します。

○看護師等修学資金の貸与

看護職員について、地域偏在の是正と県内への定着、また、資質の向上を図るため、看護師等養成施設に在学し、将来県内の看護職員不足地域の施設に就職しようとする学生等に修学資金を貸与します。

○訪問介護員人材確保の支援

訪問介護において、質の高いサービス提供責任者を養成し、適切な訪問介護計画に基づく訪問介護サービスの提供を図るため、訪問介護適正実施研修を実施します。

○保育人材の参入促進

保育士確保のため、民間のノウハウを活用した「いばらき保育人材バンク」を設置し、潜在保育士の就業支援や、就業後のフォローアップなどを実施します。

また、若年層に向けて、保育現場体験の機会の創出に取り組むとともに、SNSやHPにより保育の仕事の魅力を発信することにより、参入を促進します。

○保育士修学資金等の貸与

保育士の育成と県内定着を図るため、将来県内の保育施設に就職する意思のある学生等に修学資金を貸与します。

由学生に向けた介護職PRパンフレット

[主な施策]

II－2－（2）福祉人材の資質向上と定着支援

＜現状と課題＞

福祉サービスを提供していく上で、多様化・高度化する利用者のニーズに的確に対応するため、より専門的な知識や技能を修得することが求められています。

また、福祉人材の定着を図るため、職員の身体的・精神的負担の軽減や働きやすい職場づくりを進める必要があります。

＜対策＞

○介護職員のスキルアップ支援

県社会福祉協議会が行う研修及び複数の事業所が連携して行う合同研修などの支援や、介護資格取得に係る費用の助成、貸与などを行い、介護職員のスキルアップの機会を確保します。

○働きやすい職場づくり

メンタルヘルス対策など事業所等職員の精神的負担の軽減への取組や、管理職に対する労働環境改善研修を行うことなどにより、働きやすい職場づくりを推進します。

○介護職員処遇改善加算制度の活用促進

介護職員の賃金向上を図るため、介護保険事業所に対するセミナーの開催や社会保険労務士の派遣を通じて、職場における賃金体系や研修体制等の整備を促進し、介護職員処遇改善加算の取得を支援します。

○介護テクノロジーの導入促進

介護職員の負担軽減及び職員の定着を図るため、介護ロボットやＩＣＴ機器等の介護テクノロジーの導入促進を図ります。

○介護支援専門員養成研修

介護支援専門員の資質の向上を図るため、介護支援専門員証の有効期限更新対象者のための更新研修、実務を離れているものが知識・技術を再修得するための研修を実施します。

○障害福祉に係る相談支援従事者養成研修

障害福祉サービスを利用する障害者（児）の相談支援に関わる相談支援専門員の養成及び資質向上を目的とした研修や、地域における中核的な役割を担い研修の講師となる者を養成する研修を実施します。

○保育人材の資質向上

保育士等に対し、経験年数等に応じた研修を体系的に実施するとともに、多様化する保育ニーズへの対応や、保育の専門性を高めるための研修を実施し、保育人材の資質向上に取り組みます。

○保育人材の処遇改善・勤務環境改善

施設による処遇改善を推進するほか、サポート業務を担う保育支援員等の配置やＩＣＴの導入による業務改善を進めることにより、保育人材の負担軽減や勤務環境の改善に取り組みます。

III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

[チャレンジの方向]

III-1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備

地域の福祉課題の解決には、気軽に相談できる環境や利用者の視点に立ってサービスが提供されるような環境が求められます。

そのため、身近な地域において包括的に支援を受けられる相談体制の構築とともに、人材確保の観点等含め地域性を考慮した、専門的な支援を受けられる環境・基盤の整備にチャレンジしていきます。

また、福祉サービスの情報が、必要とする人に必要とするときに届いて、利用者にとって利用しやすい環境づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

III-1-(1) 専門的な相談体制等の整備

<現状と課題>

福祉サービスの利用や日常生活における課題の解決を図るためにには、地域住民が必要とする福祉サービスについて、自ら選択・判断する上で必要となる身近に相談できる窓口や適切な情報の提供体制の整備が求められています。

また、相談等の対応にあたっては、関係する機関が相互に連携することが求められています。

<対策>

○障害者なんでも相談室の運営

障害者なんでも相談室に相談員を配置し、障害者やその家族等からの様々な相談を受け付けるとともに、必要に応じて弁護士の協力による法律的な専門相談も実施します。

○障害者に対する虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、茨城県障害者権利擁護センターを設置し、障害者に対

する虐待の通報や相談を受け付け、障害者福祉施設における虐待の発生を防止するとともに、市町村や関係機関と連携して障害者の自立を支援します。

○障害者に対する差別の防止

障害者差別相談室に専門相談員を配置し、障害者差別の相談対応や、必要な助言・情報提供、関係者間の調整などを実施します。また、障害者差別解消法の改正により令和6年4月1日から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されたため、引き続き周知啓発を図ってまいります。

障害者権利条例のパンフレット

**困ったときは
ご相談ください**

「障害者権利条例」が施行されました

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（障害者権利条例）が施行されました。あなたの周りは大丈夫？

●差別的取扱いとは

そのバリア（障壁）取り除けませんか？

病院や飲食などの理由で日常生活に障壁があることを「障害がある」とことだけを理由に当然な扱いをすることです。また、障害のある人が社会生活を営むうえでバリアとなっているものを、筆すぎる負担でないのに取り除かないことを言います。

●合理的配慮とは

暮らしやすい茨城へ

障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考え方を変えていくことです。大切なことを常に覚える必要があります。段差をなくす。わかりやすく内面を説明する。道に物を置かないなど少しの工夫だけで障害のある人もない人も暮らしやすい社会を作っています。

こんな事があった、これって差別なの？

- 車いすを利用していることを理由に入店を断られた
- 其が不自由であることを伝えたのに故意で呼び出された
- 障害があることを理由に貴賓室やクラブ入会を断られたなどの困った経験はありませんか？

障害者差別相談室に聞いてみよう

そんなときのために茨城県では「茨城県障害者差別相談室」をつくりました。電話、メール、面接のご来訪などで、差別に関する困ったことを相談してください。相談室には専門の相談員が常駐しています。安心してご連絡ください。

私たちが差別の解消をうながします！

私たち相談員がみなさまのもとに寄り、差別に関するご相談に乗らせていただきます。みなさまと相手方との間に立って事業をきちんと調査し、合理的配慮の提供についてご要請します。ご本人だけでなくご家族などご相談も承ります。

©2018 HITA DESIGN-OCEAN

○障害者ＩＴ活用支援

障害者の自立を目指し、ＩＴ技術を持った障害者を育成するための総合的なサービス拠点としてＩＴサポートセンターを設置し、ＩＴに関する利用相談に応じるとともに、外出が困難な障害者の要請に基づき、パソコンボランティアを派遣します。

○児童虐待防止対策の推進

県及び市町村の保健・医療、教育、警察等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待防止等に係る情報の共有や関係機関の連携を図り、要保護児童への適切な支援を行います。

また、児童相談所の児童福祉司等を計画的に増員するとともに、研修等により職員の資質向上に努めるなど、児童相談所の体制強化を図るほか、夜間、休日等を含めた

24 時間の虐待相談等に電話対応する「いばらき虐待ホットライン」や、SNSを活用した相談窓口を設置し、相談・通報体制の確保に努めています。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止、DV被害者の支援に関する施策を実施します。

また、行政、警察、教育、司法、医療及び民間支援団体等の関係機関が相互に連携し、DV被害者の相談、保護、自立支援の充実に向けた取り組みを進めます。

さらに、DV被害者の身近な相談窓口である市町村における相談体制の整備を支援します。

○ひきこもり相談支援センターによる支援【再掲】

ひきこもり支援の中核機関である「ひきこもり相談支援センター」を中心に、知識の普及・啓発、相談体制の充実・強化を図ります。

○精神保健福祉センターの運営

精神保健福祉センターにおいて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談や、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）や児童・思春期の心の問題などの相談に応じます。

また、関係機関を対象とした心の健康づくりに関する講演及び研修等（思春期・ひきこもり）を開催するとともに、自殺対策にも取り組み、専用電話による相談窓口として「いばらきこころのホットライン」を実施します。

○県消費生活センターの運営

県消費生活センターにおいて、弁護士と連携し、消費生活に関する相談業務を実施します。

また、地域住民に身近な相談窓口である市町村消費生活センター等の機能が十分發揮されるよう、市町村消費生活相談員に対する助言や情報提供を通じ、市町村の取組を支援します。

さらに、消費者被害の早期発見や未然防止を図るため、消費生活センターの周知を図るとともに、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など関係団体等に対し、消費者教育に関する講師を派遣するなど、高齢者等を狙う悪質商法の手口とその対処法等の啓発に努めます。

○地域包括支援センターへの支援

介護保険法に基づき市町村が設置する地域包括支援センターは、地域の高齢者の相談窓口として、高齢者が適切な医療・介護サービスにつながるよう総合相談事業を実施するほか、介護予防事業等を行っています。

地域包括支援センターがその役割を果たせるよう、地域包括支援センター職員等を対象に介護予防等に関する研修を実施し、職員の資質向上を支援します。

○基幹相談支援センターの整備

障害者総合支援法により、令和6年度より基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となったため、基幹相談支援センター等連絡会議や障害福祉圏域単位での連絡会議を開催するなど、全市町村での設置を推進します。また、相談支援アドバイザーによる市町村支援により相談支援体制の強化を図ります。

[主な施策]

III－1－（2）サービスの総合的な提供

＜現状と課題＞

急速な少子高齢化、家族形態の変化などにより、福祉ニーズや支援のあり方も多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法等により、制度化された公的サービスの充実が図られています。

しかし、利用者が必要とする福祉サービス等が単一のものではなくなっているため、福祉・保健などの多分野における多様なサービスを総合的に提供できるしくみが必要とされています。

＜対策＞

○地域子育て支援拠点の整備促進

子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談等を行う地域子育て支援拠点の身近な場所への設置を通して、市町村による地域の実情に応じた子育て支援を推進します。

○精神保健福祉センターの運営

精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集・分析及び提供、精神保健福祉相談などを実施し、地域精神保健活動の中核的機能を担います。

○障害者職業訓練の推進

障害者が態様に応じた職業訓練を受けられるよう、訓練生の希望する業種の把握や企業側の求人ニーズに対応した委託訓練を関係機関と連携して実施するとともに、知的障害者を対象にした販売や清掃等の職業訓練を水戸産業技術専門学院で行い、障害者の就労を支援します。

○職場適応訓練の推進

障害者の能力に応じた職業訓練の実施を通じて、就業に必要な技能の習得及び職場環境への適応を支援することにより、職場定着を図るとともに障害者の一般就労を促進します。

○障害者の就業機会の拡大

障害者雇用伴走・定着支援員による法定雇用率未達成企業への個別訪問を行うとともに、関係機関と連携して障害者就職面接会の開催や、茨城県障害者雇用優良企業認証制度による優良事例の普及などに取り組むことで、障害者の就業機会の拡大を図り、雇用を促進します。

○新時代に対応した新たなサービスの創出

介護や福祉、子育て支援など社会や地域の課題をビジネスの手法（収益事業）で解決するソーシャルビジネスなど、新時代に対応したサービスの事業化に向けた取組の促進を図ります。

[主な施策]

III－1－（3）市町村における包括的な支援を行う体制づくり

＜現状と課題＞

地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、近くで生活している地域住民しか気づかないような課題も多いことから、地域共生社会の実現に向けて、地域住民に最も身近な市町村において、地域住民が主体的に地域課題を捉え、解決していくしくみをつくっていくことが求められています。

多様な地域課題を解決するためには、関係者が連携して包括的に解決に向けて取り組んでいく体制づくりが求められており、社会福祉法においても包括的な支援体制の整備^{※1}が市町村の努力義務とされております。

茨城県においては、複合的な課題を抱える方々を対象に、市町村が実施主体となり、最も望ましい保健・医療・福祉のサービスを提供する「地域ケアシステム」を平成6年度に創設（その後、平成12年の介護保険制度の開始に合わせて「茨城型地域包括ケアシステム」として整理）し、また、令和2年には社会福祉法が改正され、複雑化・複合化する支援ニーズに十分に対応することを目的として重層的支援体制整備事業が創設され、本県においても活用の上、市町村における包括的な支援体制の構築を目指してまいりました。

引き続き、支援を必要とする方が誰も取り残されることがないよう市町村の実情に応じた包括的な支援体制の取組を支援していく必要があります。

＜用語解説＞

※1：市町村における包括的な支援体制

市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することを努力義務とするとともに、体制整備のために市町村に実施が期待される施策について社会福祉法に規定（第106条の3第1項）

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）

＜対策＞

○市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援

子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない、地域住民が抱える複合課題や狭間のニーズを一体的に受け止め、関係機関と連携しながら

ら必要な支援につなげるため、市町村において関係課や関係機関が参画するケース検討会議などによる支援の取組や、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、支援関係機関の協働による支援を強化した重層的支援体制の構築などに取り組んでおり、引き続き市町村の実情に応じた包括的な支援体制の取組を支援します。

また、社会福祉協議会と連携しながら、市町村における包括的な支援体制の構築を目的とした研修会等を通して、重層的支援体制整備事業を実施している市町村の実情や課題、先進的な取組事例を提供し、関係者間で横展開を図ります。

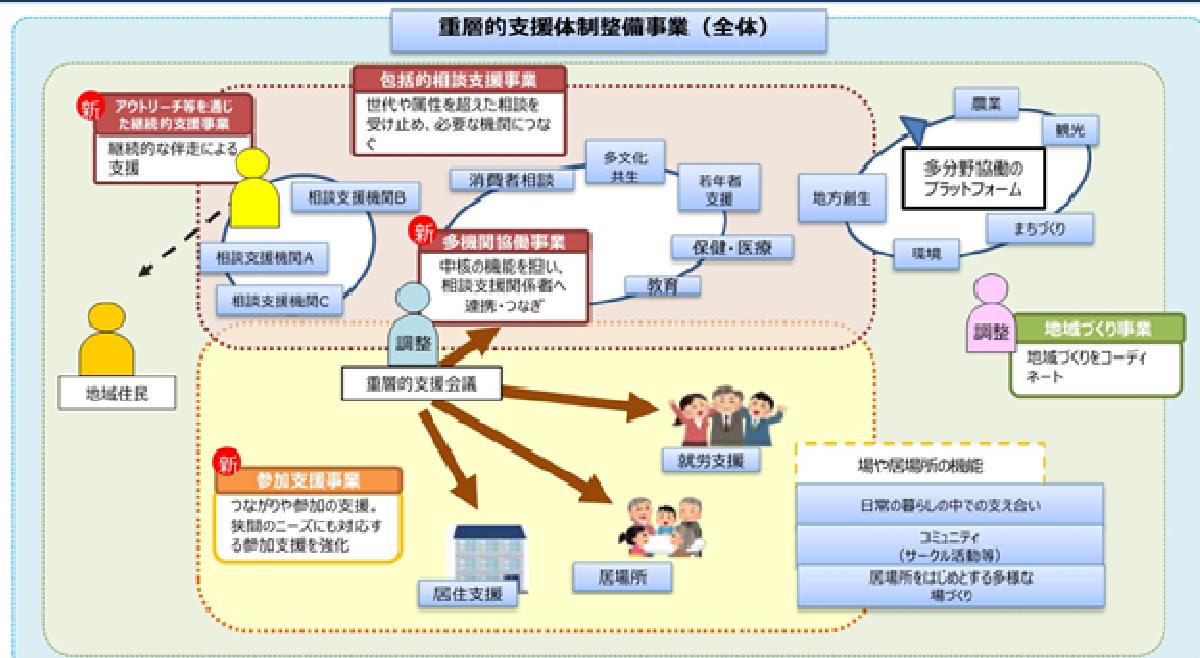
○包括的な支援体制を支える地域福祉の担い手との協働

地域住民が多様化・複雑化する地域の福祉課題を自らの課題として捉え、解決していくこうとする取組を支援するため、民生委員・児童委員をはじめ様々な地域の関係者との連携・協働が必要不可欠であることから、県社会福祉協議会と連携したフォーラムを開催し、市民活動参加へのきっかけづくりや先進的な取組の提供を行うなど、意識の醸成を図ります。

【参考】

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複数化した事例については多機関協働事例につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようとする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトーリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中では、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



【出典】厚生労働省資料

[主な施策]

III－1－（4）情報提供と情報交換

＜現状と課題＞

福祉サービス利用者が、必要なサービスを自ら選択するためには、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、わかりやすい情報の提供が求められています。

また、情報が必要とする人に必要なときに届き、理解され、利用されるためには、情報の受け手の状況等を踏まえ、多様な方法で提供することが求められています。

＜対策＞

○福祉情報の提供と情報交換の促進

福祉情報が必要なときに必要な人に届き、利用されるよう、広報紙やホームページ上などを活用し、最新かつわかりやすい情報を提供するよう努めます。

また、ホームページにおいて情報を提供する際には、茨城県ウェブアクセシビリティガイドラインを踏まえ、高齢者や障害者など全ての人の利用のしやすさに配慮した情報提供に努めます。

さらに、福祉関係の研修会等において参加者相互の情報交換や意見交換の場を設けることにより、福祉の現場からの情報が発信されるよう、情報交換の促進に努めます。

○福祉サービスの利用援助

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、適切に福祉サービスを利用し、住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や金銭管理など日常生活上の支援を行う日常生活自立支援事業^{※1}を支援します。

○点字広報等の発行

視覚に障害がある人のニーズに応えられるよう、県立点字図書館（視覚障害者福祉センターに併設）において、点字広報・録音広報を発行します。

○点字即時情報ネットワークの推進

県立点字図書館において、新聞を要約して点字及び拡大文字にして、希望者に無料

で配布するとともに、電話ナビゲーションシステムにより、最新のニュースを 24 時間提供します。

○録音図書の CD 化

県立点字図書館の蔵書を CD 化することにより、検索や頭出しを容易にするなど、利用者の利便性の向上を図るとともに、限られたスペースで、より多くの蔵書を保管管理します。

○字幕入りビデオの作成

県立聴覚障害者福祉センターやすらぎにおいて、自主製作した字幕入りビデオやテレビ番組に字幕を付けたビデオの作成により貸出在庫を拡充することで、聴覚障害者が知識や教養に触れる機会の創出を図ります。

○障害者 IT 活用支援【再掲】

障害者の自立を目指し、IT 技術を持った障害者を育成するための総合的なサービス拠点として IT サポートセンターを設置し、IT に関する利用相談に応じるとともに、外出が困難な障害者の要請に基づき、パソコンボランティアを派遣します。

＜用語解説＞

※1：日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業のことです。

[チャレンジの方向]

Ⅲ－2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

高齢者や障害者などが自らの意思が尊重され、安心して福祉サービスを選択し利用できる環境が求められています。

そこで、福祉サービスを提供する事業者等に関する情報が利用者に適切に提供されるとともに、利用に係る手続きにおいて必要な支援が行われる環境づくりにチャレンジしていきます。

また、福祉サービスを提供する事業者の評価やその結果に関する情報の提供、利用者の苦情等に対応する体制づくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

Ⅲ－2－（1）福祉サービスの評価・点検

＜現状と課題＞

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供者である事業者や施設を対象とする適切な実地検査の実施や、事業者自らが福祉サービスの質の向上に取り組んでいくことが求められています。

＜対策＞

○福祉サービス第三者評価の受審促進

社会福祉施設が第三者評価を受審できるよう、評価調査者養成研修等を通じ県内における第三者評価機関数の増加を図ります。

また、社会福祉施設への周知や働きかけを行うことなどにより、第三者評価の一層の受審促進を図ります。

○社会福祉法人・施設の実地検査

適正な福祉サービスが提供されることを確保するため、社会福祉法等関係法令に基づき実地検査を行い、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう取り組みます。

[主な施策]

III－2－（2）苦情解決のしくみの整備と周知

＜現状と課題＞

利用者が安心してサービスを選択し利用するためには、利用者が福祉サービスに対し苦情や要望を述べたり、苦情の解決が図られるようなしくみが求められています。

また、福祉サービスの向上や利用者の権利保護のため、苦情解決体制の充実や周知を図っていく必要があります。

＜対策＞

○福祉サービス苦情解決体制の整備

利用者の苦情に迅速、的確に対応するため、事業者に対し苦情受付担当者の任命や第三者委員の設置など苦情解決体制の整備を促進します。

また、解決が困難な事例に対応するため、県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する苦情の解決を支援します。

○医療安全相談センターの設置

看護師資格を有する相談員が、医療に関する患者や家族等の苦情、相談及び診療に関する情報提供等に対応するため、「医療安全相談センター」を設置し、医療に対する県民の信頼の確保を図ります。

[主な施策]

III－2－（3）要援護者への利用援助

＜現状と課題＞

認知症高齢者や精神障害者、知的障害者などにより判断能力が十分でない人が、福祉サービスの利用を含む身の回りのことや金銭管理ができず、日常生活に支障をきたす事例が増えています。

このため、判断能力がない、または不十分な場合でも、地域において安心して生活するための日常生活自立支援事業や成年後見制度をはじめ各種支援が利用できるよう、制度の周知を図っていく必要があります。

＜対策＞

○福祉サービスの利用援助【再掲】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、適切に福祉サービスを利用し、住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や金銭管理など日常生活上の支援を行う日常生活自立支援事業^{※1}を支援します。

○成年後見制度の活用促進

家庭裁判所等と連携して、成年後見制度^{※2}に関する情報提供や普及啓発、市町村等の担当職員への研修を行うほか、以下の市町村の取組を支援することにより、制度の利用促進を図ります。

・成年後見制度利用促進

成年後見制度利用促進法に基づく市町村による基本計画の策定や中核機関の設置、担い手の確保・育成等に対し、関係団体・機関と連携して支援を行います。

また、成年後見制度の利用において市町村長申立に関する研修を行うなど実務能力向上を図り、市町村を支援します。

・市民後見人の育成支援

市町村において権利擁護支援の担い手としての市民後見人を確保できるよう、実態把握や市民後見人の養成研修等について、家庭裁判所等と連携を図りながら、市町村を支援します。

○成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携の推進

日常生活自立支援事業の利用者が判断能力を有しなくなった場合、成年後見制度等へ円滑に移行できるよう、また、成年後見制度の利用者が必要に応じて日常生活自立支援事業等を活用できるよう、生活支援員研修会の開催や専門的支援アドバイザーの派遣等により、市町村の取組を支援します。

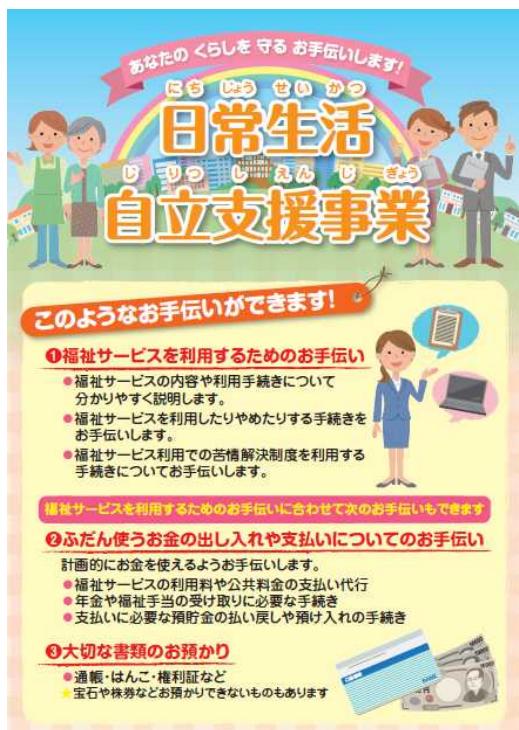
＜用語解説＞

※1：日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業のことです。

※2：成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方の判断能力を補い、自己の意思決定を尊重しつつその権利を保護する制度です。家庭裁判所が事情を考慮した上で後見人等を選任します。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には、後見・保佐・補助の3類型があります。



日常生活自立支援事業のパンフレット

[チャレンジの方向]

III-3 ひとにやさしいまちづくり

高齢者や障害者などが自立して積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

そこで、日常生活などの妨げになる様々な障害を取り除き、年齢・性別の違いや障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりにチャレンジしていきます。

[主な施策]

III-3-(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

＜現状と課題＞

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や茨城県ひとにやさしいまちづくり条例などに基づき、建築物、交通機関、歩道等について、生活環境のバリアフリー化や全ての人々が共通して利用できるようなユニバーサルデザインに配慮した環境づくりが進められており、引き続きひとにやさしいまちづくりの実現に向けた、建築物や道路などの公共的施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

＜対策＞

○ひとにやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者など年齢や障害の有無にかかわらず全ての人が、ともに安心して快適な生活を送ることができる地域社会の実現のため、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化を推進します。

○歩道等のバリアフリー化の推進

誰もが安心して安全に通行できるよう、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、セミフラットな歩道の整備や段差の解消を図ります。

○都市公園におけるユニバーサルデザインの推進

都市公園バリアフリー化対策等の施策を積極的に取り入れながら、公園内の既設駐車場・園路・多機能トイレの整備などユニバーサルデザインの推進に努めます。

[主な施策]

III－3－（2）外出等の支援

＜現状と課題＞

地域共生社会の実現を図るためにには、高齢者や障害者などが支援を受けるだけでなく、地域の中で多様な活動に参画し、それぞれが役割を持ち活動することが重要です。高齢者や障害者などが地域の中で多様な活動に積極的に参画できる環境を提供するためには、地域の実情に応じた移動手段の確保が求められます。

＜対策＞

○身体障害者への補助犬の給付

在宅の視覚障害者、肢体不自由者及び聴覚障害者に対して、その行動範囲を拡大することによって、社会参加と自立更生を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬の身体障害者補助犬の給付を推進します。

○障害者のボランティア活動への参加促進

障害者の社会参加の機会を広く提供するため、障害者のボランティア活動（環境美化活動等）の場を用意するとともに、必要な支援を行います。事業の実施にあたっては、障害者の活動に協力してもらえるボランティアが増えるよう、福祉事務所等の関係機関、相談員・民生委員等の関係者の協力のもと、情報の収集と提供を図ります。

○ヘルプマークの普及・啓発

外見からは判断することが難しいハンディのある方（聴覚障害者、内部障害、難病患者等）が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるためのヘルプマークを普及・啓発し、合理的配慮の提供の促進を図ります。

○障害者の社会参加促進に向けた福祉バスの運営支援

障害者が各種行事・研修会・スポーツ活動等への社会参加を行う上での便宜を図るため、車いすでも利用できるリフト付きバスを提供し、障害者の社会参加を促進します。

○福祉有償運送サービスの促進

公共交通機関では対応できない高齢者や障害者の移動ニーズに対応するため、県内の福祉有償運送の状況を把握し、実施団体の情報や好事例を市町村へ情報提供等を行うことにより、福祉有償運送サービス等の円滑な利用促進を図ります。

○車いす使用者用駐車施設の適切な利用の推進

車いす使用者用駐車施設（身障者等用駐車場）を必要とする人が安心して利用できるよう、「いばらき身障者等用駐車場利用証」の普及・啓発を行うとともに、駐車場管理者、駐車場の利用者への協力の働きかけ、適切な利用に向けた広報に取り組むことにより、車いす使用者用駐車施設（身障者等用駐車場）の適切な利用を推進します。

○合理的配慮の提供の促進

障害者差別解消法及び障害者権利条例による各種施策の展開により、障害に対する正しい理解や偏見の解消に努め、障害のある人が外出時に周囲から適切な配慮や支援を受けられるよう、合理的配慮の提供の促進を図ります。



ほじょ犬 啓発ステッカー



ヘルプカードとその活用方法

第5 数値目標一覧

区分	主な施策	目標項目(指標)名 または実施事業名	指標の類型	現状値 (2024年度)	目標値 (2029年度)
I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ					
1 支え合いの推進・強化					
(1) 支え合いの推進・強化	認知症サポーター養成数	年度末時点での累計	355,357人	398,000人(2026年)	
	里親等委託率	各年度の実績	25.60%	50%	
	地方再犯防止推進計画策定市町村数	各年度の実績	10市町村	44市町村	
(2) 地域での多様な主体との連携体制づくり	県内の地域活動団体数	年度末時点での累計	329団体	454団体	
2 新たな課題等への対応					
(1) 生活困窮者自立支援対策の強化	住まいの相談窓口設置(住まい相談員の配置)自治体数	各年度の実績	~(R7年度から実施)	33自治体	
	いばらき就職支援センターにおける就職決定率	各年度の実績	4.4%	4.8%	
(2) 子どもの貧困等への対応	子どもの学習・生活支援事業(類似事業含む)の実施自治体数	各年度の実績	31自治体	33自治体	
	高等職業訓練促進給付金の受給者数	年度末時点での実績	235件	300件	
(3) ひきこもり等への対応	ひきこもり施策のプラットフォームの設置市町村数	年度末時点での累計	33市町村	44市町村	
(5) 困難な問題を抱える女性への対応	女性相談支援員の設置市町村数	年度末時点の設置数	6市町村	10市町村	
3 地域福祉を支える意識づくり					
(1) 地域福祉の意識醸成	市町村社会福祉協議会が把握しているボランティアの人数	年度末時点での累計	85,877人	85,877人	
(2) 福祉教育の推進	法令により設置する県審議会等の女性委員の割合	各年度の実績	44.7%	50.0%	
4 災害に備える福祉の取り組み					
(1) 要配慮者への支援体制等の強化	市町村における避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成率	年度末時点での累計	30.0%	100%	
	福祉避難所数	年度末時点での累計	501箇所	600箇所	
	災害派遣福祉チーム(DWAT)数	年度末時点での累計	28チーム	54チーム	
(2) 災害ボランティア活動の促進	市町村と市町村社会福祉協議会間における「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」を締結した市町村数	年度末時点での累計	32市町村	44市町村	
II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ					
1 支え合いの担い手づくり					
(1) 地域福祉を担う「人財」づくり	ヤングボランティア研修受講者数	年度末時点での累計	5,408人	7,886人	
	シルバーリハビリ体操指導士養成数	年度末時点での累計	10,660人	11,700人(2026年度)	
	(3) 高齢者の地域貢献活動の推進	元気シニアバンクの登録件数	年度末時点での実数	259件	340件
2 福祉人材の確保					
(1) 福祉人材の養成と就業促進	介護サービスが充足していると感じる利用者の割合	各年度の調査結果	集計中(2025年度)	集計中	
	就業看護職員数	年末時点での常勤換算数	33,153人	33,153人以上	
(2) 福祉人材の資質向上と定着支援	介護支援専門員登録者数	年度末時点での実数	13,393人	14,393人	
III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ					
1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備					
(2) サービスの総合的な提供	障害者職業訓練実施者の就職率	各年度の実績	67.60%	75.70%	
	職場適応訓練実施者数	各年度の実績	1名/3か月	2名/年	
	県内民間企業における障害者雇用率	各年度の実績	2.33%	2.70%	
(3) 市町村における包括的な支援を行う体制づくり	地域における包括的な支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付けている市町村数	年度末時点での累計	42市町村	44市町村	
2 安心してサービスを利用できるしくみづくり					
(1) 福祉サービスの評価・点検	第三者評価機関数	年度末時点での累計	8機関	15機関	
	(2) 苦情解決のしくみの整備と周知	福祉サービス苦情解決研修会の参加者数	各年度の実績	377人	500人
3 ひとにやさしいまちづくり					
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	県及び市町村管理歩道のバリアフリー化率(バリアフリー新法重点整備地区)	年度末時点での累計	77.40%	79.40%	
	県内都市公園におけるバリアフリー化率(園路及び広場)	年度末時点での累計	41%(2023)	42%	

施 策 体 系 一 覧

※対策欄の凡例：「新」…第5期計画の新たな項目、「拡」…拡充した項目、「再」…再掲

3つの チャレンジ	チャレンジの方向	主 な 施 策	対 策
			<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の推進に取り組む市町村への支援 ○住民参加の取り組みの促進 ○県社会福祉協議会への支援 ○民生委員・児童委員の活動支援 拡 ○地域の見守り活動の推進 拡 ○自殺対策の推進 拡 ○認知症対策の推進 ○医療的ケア児への支援 ○幼児教育・保育サービスの充実 新 ○こども誰でも通園制度の推進 新 ○保育施設等の安心・安全な環境整備 新 ○里親等委託の推進 新 ○再犯防止の推進
		(1) 支え合いの 推進・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体の連携による取り組み促進 ○地域コミュニティ活動の活性化促進 ○福祉と教育との連携促進
		(2) 地域での多 様な主体との連携 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 拡 ○生活困窮者の自立に向けた包括的な支援体制の強化 ○自立相談支援機関の相談支援員等の養成 ○生活困窮者支援を通じた地域づくり ○住まいの確保 ○民生委員・児童委員による支援活動の推進 ○生活福祉資金による支援 ○いばらき就職支援センターでの就職支援
I 「支え合いの 地域づくり」 へのチャレンジ	1. 支え合いの 推進・強化		<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者 自立支援対策の強 化 (2) 子どもの貧 困等への対応 (3) ひきこもり 等への対応 (4) ケアラー・ヤン グケアラー支援の推進 (5) 困難な問題 を抱える女性への 対応 (6) 孤独・孤立 への対応
	2. 新たな課題 等への対応		<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者 自立支援対策の強 化 (2) 子どもの貧 困等への対応 (3) ひきこもり 等への対応 (4) ケアラー・ヤン グケアラー支援の推進 (5) 困難な問題 を抱える女性への 対応 (6) 孤独・孤立 への対応
			<ul style="list-style-type: none"> ○ひきこもり者に対する支援体制の充実 ○ひきこもり者の社会参加の促進 ○関係機関との連携強化 ○困難を抱える青少年や若者に対する支援の充実 ○民生委員・児童委員による支援活動の推進 ○ヤングケアラー認知度向上等の推進 ○地域におけるケアラー相談支援体制等の強化 ○困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制の構築 ○回復と自立に向けた支援体制の整備 ○関係機関の連携体制構築 ○民間団体等と連携した孤独・孤立対策の体制整備 ○市町村における孤独・孤立対策地域協議会の設置支援
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の 意識醸成 (2) 福祉教育の 推進
	3. 地域福祉を 支える意識づく り		<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の 意識醸成 (2) 福祉教育の 推進
			<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア意識の醸成 ○子どものボランティア体験の推進 ○福祉教育の充実 ○福祉教育実践者の活動支援 ○人権啓発・教育の推進等 ○男女共同参画の推進 ○避難行動要支援者対策の推進 ○福祉避難所の設置と支援体制の整備 ○多職種連携による福祉的支援体制の確保 ○避難確保計画の作成と避難訓練の実施 ○行政等及び災害ボランティア相互の連携強化 ○災害ボランティア活動に関する人材育成及び普及啓発の実施 ○災害ボランティア活動による迅速かつ適切な被災者支援の実施推進
	4. 災害に備え る福祉の取組		<ul style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者への 支援体制等の強 化 (2) 災害ボラン ティア活動の促進

※対策欄の凡例：「新」…第5期計画の新たな項目、「拡」…拡充した項目、「再」…再掲

3つの チャレンジ	チャレンジの方向	主な施策	対策
II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ	1. 支え合いの担い手づくり	(1) 地域福祉を担う「人財」づくり	再 ○地域コミュニティ活動の活性化促進【再掲】
			○ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
			○地域に生きるヤングボランティアの推進
			○茨城県地域介護ヘルパー受講運動の展開
			○認知症介護アドバイザー・認知症サポートーの養成
			○民生委員・児童委員の研修
			○放課後児童支援員等の研修
			○シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用
			○障害者相談支援従事者研修の実施
			再 ○自立相談支援機関の相談支援員等の養成【再掲】
		(2) 地域福祉を担う福祉関係団体への支援	○県社会福祉協議会の支援
			○民生委員児童委員協議会への支援
			○ボランティア団体の育成
		(3) 高齢者の地域貢献活動の推進	再 ○シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用【再掲】
			○多様な地域活動の充実・強化
			○生活支援体制の整備支援
2. 福祉人材の確保	支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ	(1) 福祉人材の養成と就業促進	○多様な人材の参入促進
			○求職者と事業所のマッチング支援
			○介護福祉士等修学資金の貸与
			○福祉の仕事の理解促進
			拡 ○外国人材の受入れ促進
			○看護師等修学資金の貸与
			○訪問介護員人材確保の支援
			○保育人材の参入促進
		(2) 福祉人材の資質向上と定着支援	○保育士修学資金の貸与
			○介護職員のスキルアップ支援
			○働きやすい職場づくり
			○介護職員処遇改善加算制度の活用促進
			拡 ○介護テクノロジーの導入促進
			○介護支援専門員養成研修
			新 ○障害福祉に係る相談支援従事者養成研修
			○保育人材の資質向上
			○保育人材の処遇改善・勤務環境改善

※対策欄の凡例：「新」…第5期計画の新たな項目、「拡」…拡充した項目、「再」…再掲

3つの チャレンジ	チャレンジの方向	主な施策	対策
III 福祉を支える 「環境・基盤 づくり」への チャレンジ	1. 利用者の視 点に立った環 境・基盤の整備	(1) 専門的な相 談体制等の整備	○障害者なんでも相談室の運営 ○障害者に対する虐待の防止 ○障害者に対する差別の防止 ○障害者IT活用支援 ○児童虐待防止対策の推進 ○ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進 ○ひきこもり相談支援センターによる支援 ○精神保健福祉センターの運営 ○県消費生活センターの運営 新 ○地域包括支援センターへの支援 新 ○基幹相談支援センターの整備
			○地域子育て支援拠点の整備促進 ○精神保健福祉センターの運営 ○障害者職業訓練の推進 ○職場適応訓練の推進 ○障害者の就業機会の拡大 ○新時代に対応した新たなサービスの創出
			○市町村における包括的な支援体制を行う体制づくり ○包括的な支援体制を支える地域福祉の担い手との協働
			○福祉情報の提供と情報交換の促進 ○福祉サービスの利用援助 ○点字広報等の発行 ○点字即時情報ネットワークの推進 ○録音図書のCD化 新 ○字幕入りビデオの作成 再 ○障害者IT活用支援【再掲】
			○福祉サービス第三者評価の受審促進 ○社会福祉法人・施設の実地検査
		(2) 安心して サービスを利用 できるしくみづ くり	○福祉サービス苦情解決体制の整備 ○医療安全相談センターの設置
			再 ○福祉サービスの利用援助【再掲】 ○成年後見制度の活用促進 ○成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携の推進
			○ひとにやさしいまちづくりの推進 ○歩道等のバリアフリー化の推進 ○都市公園におけるユニバーサルデザインの推進
	3. ひとにやさ しいまちづくり	(1) バリアフ リー・ユニバーサ ルデザインの推進	○身体障害者への補助犬の給付 ○障害者のボランティア活動への参加促進 ○ヘルプマークの普及・啓発 ○障害者の社会参加促進に向けた福祉バスの運営支援 ○福祉有償運送サービスの促進 ○車いす使用者用駐車施設の適切な利用の推進 ○合理的配慮の提供の促進
			○身体障害者への補助犬の給付 ○障害者のボランティア活動への参加促進 ○ヘルプマークの普及・啓発 ○障害者の社会参加促進に向けた福祉バスの運営支援 ○福祉有償運送サービスの促進 ○車いす使用者用駐車施設の適切な利用の推進 ○合理的配慮の提供の促進
			○身体障害者への補助犬の給付 ○障害者のボランティア活動への参加促進 ○ヘルプマークの普及・啓発 ○障害者の社会参加促進に向けた福祉バスの運営支援 ○福祉有償運送サービスの促進 ○車いす使用者用駐車施設の適切な利用の推進 ○合理的配慮の提供の促進

〈参考資料〉

1 市町村地域福祉計画策定状況

令和7年(2025年)4月1日現在

市町村名	地域福祉計画 策定状況	地域福祉計画名
水戸市	令和6年策定	水戸市地域福祉計画(第4次)
日立市	令和6年策定	日立市地域福祉計画「ひたちあつたかプラン」(第5期)
土浦市	令和5年策定	第4次土浦市地域福祉計画
古河市	令和3年策定	第3期古河市地域福祉計画－古河“絆”プロジェクト
石岡市	令和4年策定	第3期石岡市地域福祉計画
結城市	令和5年策定	第4期ゆうきの地域福祉計画
龍ヶ崎市	令和4年策定	龍ヶ崎市地域福祉計画
下妻市	令和5年策定	第3期下妻市地域福祉計画
常総市	令和7年策定	第4期常総市地域福祉計画
常陸太田市	令和5年策定	第3期常陸太田市地域福祉計画
高萩市	令和4年策定	第3期高萩市地域福祉計画
北茨城市	令和7年策定	北茨城市地域福祉計画(第5期)
笠間市	令和5年策定	第4次笠間市地域福祉計画
取手市	令和6年策定	第4期取手市地域福祉計画
牛久市	令和4年策定	牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画
つくば市	令和3年策定	つくば市地域福祉計画(第4期)
ひたちなか市	令和6年策定	第2次ひたちなか市地域福祉計画・地域福祉活動計画
鹿嶋市	令和5年策定	第4期鹿嶋市地域福祉計画
潮来市	令和6年策定	潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画
守谷市	令和4年策定	第3期守谷市地域福祉計画
常陸大宮市	令和7年策定	第4期常陸大宮市地域福祉計画
那珂市	令和6年策定	第4次那珂市地域福祉計画
筑西市	令和4年策定	筑西市第4次地域福祉計画
坂東市	令和7年策定	坂東市地域福祉計画(第4次)
稻敷市	令和6年策定	第3次稻敷市地域福祉計画
かすみがうら市	令和5年策定	かすみがうら市地域福祉計画(第3期)
桜川市	令和4年策定	桜川市第3次地域福祉計画
神栖市	令和5年策定	神栖市地域福祉計画(第4期)
行方市	令和4年策定	行方市第3期地域福祉計画
鉾田市	令和6年策定	第4期鉾田市地域福祉計画
つくばみらい市	令和6年策定	第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画
小美玉市	令和3年策定	第3次小美玉市地域福祉計画
茨城町	令和7年策定	茨城町地域福祉計画(第4期)
大洗町	令和3年策定	第3期大洗町地域福祉計画
城里町	平成28年策定	城里町第3期地域福祉計画
東海村	令和3年策定	第4次東海村地域福祉計画
大子町	令和3年策定	第2次大子町地域福祉計画
美浦村	令和5年策定	第3次美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画
阿見町	令和3年策定	第3次阿見町地域福祉計画
河内町	令和6年策定	河内町第3次地域福祉計画
八千代町	令和5年策定	八千代町地域福祉計画・地域福祉活動計画
五霞町	平成29年策定	五霞町地域福祉計画
境町	令和5年策定	境町第3次地域福祉計画
利根町	令和3年策定	利根町地域福祉計画(第3期)

2 計画策定の経過等

(1) 計画策定の経過

年 月 日	経 過
令和6年 11月 18日	令和6年度茨城県社会福祉審議会 ・ 第4期計画(延長版)の進捗について ・ 第5期計画の策定について
令和7年5月 28日	第1回茨城県地域福祉支援計画策定検討ワーキンググループ ・ 茨城県地域福祉支援計画〔第5期〕の策定方針について
令和7年8月 8日	第2回茨城県地域福祉支援計画策定検討ワーキンググループ ・ 茨城県地域福祉支援計画〔第5期〕(案)の検討について ・ 茨城県地域福祉支援計画〔第5期〕(案)進捗状況の検討について
令和7年 10月 27日	令和7年度第1回茨城県社会福祉審議会 ・ 茨城県地域福祉支援計画〔第5期〕素案について
令和7年 12月 日	パブリックコメントの実施(～令和8年 月 日)
令和8年 月 日	令和7年第2回茨城県社会福祉審議会 ・ 第5期計画案について

＜参考＞ 茨城県地域福祉支援計画策定検討ワーキンググループについて

茨城県地域福祉支援計画（第5期）の策定にあたり、県庁内の関係各課（福祉政策課、福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、少子化対策課、子ども未来課、青少年家庭課、健康推進課）及び茨城県社会福祉協議会の職員により構成されたワーキンググループにおいて全体的な構成等を検討するとともに、主な施策や対策については、福祉部門以外の関係課からも意見を聴取するなど横の連携を図りつつ計画案を作成。

(2) 茨城県社会福祉審議会委員名簿

	選出区分	役職名等	委員名 (敬称略)
団体関係	社会福祉協議会(2)	茨城県社会福祉協議会会长	竹之内 章代
		牛久市社会福祉協議会次長	中村 佳代
	ボランティア(1)	NGO 未来の子どもネットワーク代表理事	笠井 広子
	民生・児童委員(1)	茨城県民生委員児童委員協議会評議員	塚本 英美
	社会福祉施設(3)	茨城県心身障害者福祉協会副会長	川俣 宗則
		茨城県老人福祉施設協議会会长	木村 哲之
		茨城県児童福祉施設協議会会长	椿 忠彦
	高齢者福祉団体(1)	茨城県老人クラブ連合会事務局長	岡崎 賢一
	障害者福祉団体(2)	茨城県身体障害者福祉協議会監事	中島 秀男
		茨城県手をつなぐ育成会副会長	中村 正子
	児童福祉団体(1)	茨城県保育協議会会长	工藤 義人
学識経験者	母子福祉団体(1)	茨城県母子寡婦福祉連合会理事	野村 貴美子
	精神保健福祉団体(1)	茨城県精神保健福祉会連合会副会長	根本 比呂子
	健康・保健関係(2)	茨城県訪問介護協議会会长	能本 守康
		茨城県看護協会常任理事長	中島 貞子
	教育関係(2)	茨城キリスト教大学講師	斎藤 遼太郎
		茨城キリスト教大学教授	藤島 慎弘
	医療関係(3)	ひたちなか総合病院 小児神経精神発達科主任医長	森山 伸子
		茨城県医師会理事	長田 佳世
		茨城県歯科医師会理事	柴岡 永子
	司法関係(1)	弁護士	石橋 真一
	県議会議員(1)	茨城県議会保健福祉医療委員会委員長	長谷川 重幸

(令和7年12月末時点)